

[栃木県権限移譲実施計画・別冊]

移譲対象事務の概要
〔第2次改訂版〕

目次

	頁
1 まちづくり・土地利用規制分野	
(1) 都市計画法（建築行為の許可）	1
(2) 都市計画法（開発行為の許可）	2
(3) 流通業務市街地の整備に関する法律	4
(4) 都市緑地法（保全計画・特別緑地保全地区）	5
(5) 都市緑地法（管理機構）	7
(6) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	8
(7) 都市再開発法（建築行為の許可）	8
(8) 都市再開発法（第一種市街地再開発事業の認可）	9
(9) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（建築行為の許可）	14
(10) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 （防災街区整備事業の認可）	15
(11) 公有地の拡大の推進に関する法律	15
(12) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 （建築行為の許可）	16
(13) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 （住宅街区整備事業の認可）	16
(14) 被災市街地復興特別措置法	17
(15) 住宅地区改良法	17
(16) マンションの建替えの円滑化等に関する法律	18
(17) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	20
(18) 土地区画整理法	21
(19) 農地法	23
(20) 租税特別措置法	24
(21) 農業振興地域の整備に関する法律	25
(22) 高齢者の居住の安定確保に関する法律	26
(23) 宅地造成等規制法	27
(24) 森林法	28
(25) 自然環境の保全及び緑化に関する条例	28
(26) 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例	30
(27) 建築基準法	31
(28) 栃木県建築基準条例	32
(29) 栃木県景観条例	32
2 福祉分野	
(30) 社会福祉法（社会福祉法人の定款認可）	34
(31) 社会福祉法（隣保事業）	35
(32) 社会福祉法（軽費老人ホーム事業の許可）	35
(33) 社会福祉法（老人福祉センターの開始届出受理）	36

(34) 社会福祉法（放課後児童健全育成事業の開始届出受理）	36
(35) 老人福祉法（有料老人ホームの設置届出受理）	37
(36) 老人福祉法（養護老人ホーム等の設置認可）	37
(37) 介護保険法	38
(38) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	43
(39) 児童福祉法（児童福祉施設の設置認可）	46
(40) 児童福祉法（認可外保育施設の届出）	46
(41) 児童福祉法（一時預かり事業の開始届出受理）	47
(42) 身体障害者福祉法	48
3 医療・保健・衛生分野	
(43) 水道法	50
(44) 栃木県小規模水道条例	50
(45) 薬事法	51
(46) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	52
4 公害規制分野	
(47) 環境基本法	55
(48) 騒音規制法・騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令	55
(49) 振動規制法	56
(50) 悪臭防止法	57
(51) 大気汚染防止法	57
(52) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	59
(53) ダイオキシン類対策特別措置法	59
(54) 栃木県生活環境の保全等に関する条例（禁止地域の指定）	61
(55) 栃木県生活環境の保全等に関する条例（特定施設の届出等）	61
(56) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	62
(57) 水質汚濁防止法	63
(58) 土壌汚染対策法	64
(59) 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	66
5 生活・安全・産業振興分野	
(60) ガス事業法	67
(61) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	67
(62) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	68
(63) 計量法	68
6 その他	
(64) 特定非営利活動促進法	70
(65) 児童手当法	72
7 現段階では移譲について課題があると判断されるもの	73

1 まちづくり・土地利用規制分野

(1) 都市計画法（建築行為の許可）（移譲対象事務区分：①）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画施設又は市街地開発事業の区域内における建築物の建築の許可及び許可の基準の特例等 ・都市計画事業地内の建築等の許可 ・土地の買取りの申出の相手方の決定及びその旨の公告等 ・測量及び調査のための土地の試掘等についての許可 ・建築等の行為の許可に係る報告徴収、監督処分、立入検査 など
移譲の趣旨	・事務処理の迅速化や地域の実情に応じた的確な対応が可能になる。
法令移譲	市（H24.4.1）
前計画	選択パッケージ（特定行政庁対象：第 53 条のみ）
移譲市町	希望なし
特記事項	・本事務は、県が都市計画決定した都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において行われるものに関する事務であり、建築確認業務と密接に関連しているため、特定行政庁の設置に合わせて移譲する（栃木県ひとにやさしいまちづくり条例、建築基準法、栃木県建築基準条例及び栃木県景観条例と関連移譲となる）。

◆移譲項目の内容一覧（計：25 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
都市計画施設の区域等における建築の行為の許可等に関する事務	第 26 条第 1 項	測量及び調査のための土地の試掘等の許可
	第 52 条の 2 第 1 項	建築等の制限に係る許可
	第 52 条の 2 第 2 項	国が行う行為に対する協議
	第 53 条第 1 項	都市計画施設又は市街地開発事業の区域内における建築の許可
	第 53 条第 2 項（第 52 条の 2 第 2 項準用）	国が行う行為に対する協議
	第 55 条第 1 項	都市計画施設の区域内において許可を行わないことができる土地の指定
	第 55 条第 2 項	土地の買取りの申出の受理
	第 55 条第 3 項	土地の買取りの相手方の決定
	第 55 条第 4 項	土地の指定を行った等の公告
	第 56 条第 1 項	土地の買取りの実施
	第 56 条第 2 項	土地を買い取るかどうかの通知
	第 56 条第 3 項	土地の買取りの相手方が土地を買い取らない旨の通知をした場合の通知の受理
	第 56 条第 4 項	買い取った土地の管理
	第 57 条第 1 項	市街地開発事業に関する都市計画についての告示をした等の公告
	第 57 条第 2 項	土地を譲り渡す相手方に関する届出の受理
第 57 条第 3 項	土地を買い取るべき旨の通知	

	第 57 条第 5 項	買い取った土地の管理
	第 65 条第 1 項	都市計画事業地内の建築等の許可
	第 65 条第 2 項	施行者の意見の聴取
	第 65 条第 3 項 (第 52 条の 2 第 2 項準用)	国が行う行為に対しての協議
	第 80 条第 1 項	報告徴収等
	第 81 条第 1 項	許可の取消し等の監督処分 (建築等の行為の許可に係るもの)
	第 81 条第 2 項	違反是正措置を行うものが確知できない場合における代執行及びその公告 (建築等の行為の許可に係るもの)
	第 81 条第 3 項	許可の取消し等の監督処分の公示 (建築等の行為の許可に係るもの)
	第 82 条第 1 項	立入検査 (建築等の行為の許可に係るもの)

(2) 都市計画法 (開発行為の許可) (移譲対象事務区分 : ②)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為の許可、変更許可 ・ 開発行為の完了検査、検査済み証の交付、公告 ・ 開発許可済みの区域における建築物の建築等の許可 ・ 市街化調整区域における建築物の建築等の許可 		
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりの主体である市町村が開発許可事務を行うことによって、より整合が図られたまちづくりに資することができる。 ・ 建築確認業務を行っている特定行政庁においては、開発許可業務と建築確認業務とで密接に連携を図り、良好なまちづくりに資することができる。 		
前計画	選択パッケージ (人口 7 万 5 千人以上の市対象)		
移譲市町 (2 市)	移譲済	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市	6
	24 年度	大田原市	1
	25 年度		
	26 年度	那須塩原市	1
	27 年度		
	28 年度		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村において、手数料徴収条例の制定が必要である。 ・ 開発登録簿の閲覧場所を設ける必要がある。 ・ 開発許可業務は建築確認業務と密接に関連しているため、一体的な移譲が望ましい。 ・ 宇都宮市は大都市特例により権限を有している。 		

◆移譲項目の内容一覧 (計 : 44 項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
開発行為の許可等に関する事務	第 29 条第 1 項	都市計画区域又は準都市計画区域内の開発行為の許可
	第 29 条第 2 項	都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内の開発行為の許可

第 34 条第 13 号	市街化調整区域における開発行為の許可に係る権利の届出の受理
第 34 条第 14 号	開発審査会への付議等
第 34 条第 14 号(第 35 条の 2 第 4 項において準用)	変更許可の場合の開発審査会への付議
第 34 条の 2 第 1 項	国、都道府県又は事務処理市町村等が行う開発行為に係る協議
第 34 条の 2 第 1 項(第 35 条の 2 第 4 項において準用)	変更許可の場合の国、都道府県又は事務処理市町村等が行う開発行為に係る協議
第 35 条の 2 第 1 項	開発行為の変更の許可
第 35 条の 2 第 3 項	開発行為の変更の届出の受理
第 36 条第 1 項	工事が完了した旨の届出の受理
第 36 条第 2 項	工事の完了の検査及び検査済み証の交付
第 36 条第 3 項	工事が完了した旨の公告
第 37 条第 1 号	開発行為の許可を受けた区域内の土地における建築物等の建築の承認
第 38 条	工事の廃止の届出の受理
第 41 条第 1 項	建築物の敷地面積に対する建築面積の割合の制限
第 41 条第 1 項(第 34 条の 2 第 2 項において準用)	国、都道府県又は事務処理市町村等が行う開発行為に係る協議の際の建ぺい率等の指定
第 41 条第 1 項(第 35 条の 2 第 4 項において準用)	変更許可に係る建ぺい率等の指定
第 41 条第 2 項ただし書	制限が定められた土地の区域内における建築物の建築の許可し書
第 41 条第 2 項ただし書(第 34 条の 2 第 2 項において準用)	国、都道府県又は事務処理市町村等が行う開発行為に係る協議後に指定した建ぺい率等の制限の適用除外の建築許可
第 41 条第 2 項ただし書(第 35 条の 2 第 4 項において準用)	変更許可時に指定した建ぺい率等の制限の適用除外の建築許可
第 42 条第 1 項ただし書	開発許可を受けた開発区域内における建築物の建築の許可し書
第 42 条第 2 項	開発許可を受けた開発区域内において国が行う建築等に係る協議
第 43 条第 1 項	開発許可を受けた開発区域以外の市街化調整区域における建築等の許可
第 43 条第 3 項	市街化調整区域のうち開発許可を受けた区域以外の区域内に

		おける国、都道府県又は事務処理市町村等が行う建築物の新築等に係る協議
第 45 条		開発許可に基づく地位の承継の承認
第 46 条		開発登録簿の調製及び保管
第 47 条第 1 項		開発許可をしたときの開発登録簿への登録
第 47 条第 1 項(第 34 条の 2 第 2 項において準用)		開発登録簿への登録
第 47 条第 1 項(第 35 条の 2 第 4 項において準用)		変更許可後の開発登録簿への登録
第 47 条第 2 項		完了検査に係る開発登録簿への附記
第 47 条第 3 項		第 42 条第 1 項ただし書きによる許可等の開発登録簿への附記
第 47 条第 4 項		開発登録簿の修正
第 47 条第 5 項		開発登録簿の閲覧及び写しの交付
第 80 条第 1 項		報告若しくは資料の提出の要求又は勧告若しくは助言
第 81 条第 1 項		開発許可を受けた者に対する許可等の取り消し又は工事の停止若しくは違反是正措置の命令
第 81 条第 2 項		代執行及び公告
第 81 条第 3 項		監督処分 of 公示
第 82 条第 1 項		監督処分に係る立入検査
政令第 36 条第 1 項 第 3 号ホ		開発審査会への付議等
省令第 37 条		開発登録簿の閉鎖
省令第 38 条第 1 項		開発登録簿閲覧所の設置
省令第 38 条第 2 項		閲覧規則の制定及び告示
規則第 12 条		開発行為の工事着手届の受理
規則第 21 条第 1 項		開発許可に基づく地位継承届の受理

(3) 流通業務市街地の整備に関する法律（移譲対象事務区分：①）

権限の概要	・流通業務地区内の施設整備の規制 など
移譲の趣旨	・住民に身近で、まちづくりの主体である市町村が許可等の窓口となることで、今後想定される流通業務市街地の機能更新のための公益施設や民間企業施設の立地誘導がより円滑に行われ、個性と魅力あるまちづくりが促進される。
法令移譲	市（H24.4.1）
前計画	選択パッケージ（鹿沼市のみ対象）
移譲市町	希望なし

特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、流通業務地区は鹿沼市のみ。 ・権限移譲以外の条項については、引き続き県が施行する。 ・今後新たに、流通業務市街地が整備される市町村については、同様の移譲を予定する。
------	--

◆移譲項目の内容一覧（計：3項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
流通業務地区内の規制等に関する事務	第5条第1項	流通業務地区内の施設整備の規制（許可）等
	第6条第1項	違反施設に対する措置
	第6条第2項	違反施設に対する措置を自ら又は委任した者に行わせる旨の公告

（４）都市緑地法（保全計画・特別緑地保全地区）（移譲対象事務区分：①）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全地域に関する緑地保全計画策定の事務 ・緑地保全地域に関する地域内における行為の許可の事務 ・緑地保全地域に関する原状回復命令等の事務 ・特別緑地保全地区に関する地域内における行為の許可の事務 ・特別緑地保全地区に関する原状回復命令等の事務 ・特別緑地保全地区に関する土地の買入、管理に関する事務 		
移譲の趣旨	・市町村が独自の計画や手法に基づいて緑地の管理を行うことで、より機動的、効果的に緑地の保全を図ることができる。		
法令移譲	市（H24.4.1）		
前計画	選択パッケージ（全市町対象）		
移譲市町 （1町）	移譲済	野木町	1
	24年度		
	25年度		
	26年度		
	27年度		
	28年度	壬生町	1
特記事項	特になし		

◆移譲項目の内容一覧（計：39項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
緑地保全地域に関する事務	第6条第1項	緑地保全計画の策定
	第6条第6項	緑地保全計画の公表及び関係市町村への通知
	第7条第1項	緑地保全地域である旨を示した標識の設置
	第7条第4項	標識の設置に係る損失補償
	第7条第5項	標識の設置に係る損失補償における協議
	第7条第6項	標識の設置に係る損失補償における裁決の申請
	第8条第1項	緑地保全地域における行為の届出の受理
	第8条第2項	緑地保全地域における行為の禁止及び制限並びに命令
	第8条第4項	緑地保全地域における行為の届出に対する処分期間の延長及

		び通知
	第 8 条第 6 項	緑地保全地域における行為の届出に対する処分期間の短縮
	第 8 条第 7 項	緑地保全地域における国の機関等の行為に関する通知の受理
	第 8 条第 8 項	緑地保全地域における緑地保全のためとるべき措置についての協議要求
	第 9 条第 1 項	緑地保全地域における原状回復命令
	第 9 条第 2 項	緑地保全地域における原状回復の代執行及び公告
	第 10 条第 1 項	緑地保全地域における損失補償
	第 10 条第 2 項(第 7 条第 5 項準用)	第 8 条第 2 項の処分による損失補償の協議
	第 10 条第 2 項(第 7 条第 6 項準用)	第 8 条第 2 項の処分による損失補償における裁決の申請
	第 11 条第 1 項	緑地保全地域における行為の実施状況等の報告徴収
	第 11 条第 2 項	緑地保全地域における立入検査等
特別緑地保全地区に関する事務	第 13 条(第 7 条第 1 項準用)	特別緑地保全地区である旨を示した標識の設置
	第 13 条(第 7 条第 4 項準用)	標識の設置に係る損失補償
	第 13 条(第 7 条第 5 項準用)	標識の設置に係る損失補償における協議
	第 13 条(第 7 条第 6 項準用)	標識の設置に係る損失補償における裁決の申請
	第 14 条第 1 項	特別緑地保全地区における行為の許可
	第 14 条第 4 項	特別緑地保全地区における行為に関する通知の受理
	第 14 条第 5 項	特別緑地保全地区における行為の着手の届出の受理
	第 14 条第 6 項	特別緑地保全地区における非常災害のための必要な応急措置行為の届出の受理
	第 14 条第 7 項	特別緑地保全地区における助言及び勧告
	第 14 条第 8 項	特別緑地保全地区における国の機関等が行う行為の協議
	第 15 条(第 9 条第 1 項準用)	特別緑地保全地区における原状回復命令
	第 15 条(第 9 条第 2 項準用)	特別緑地保全地区における原状回復の代執行及び公告
	第 16 条(第 10 条第 1 項準用)	特別緑地保全地区における損失補償
	第 16 条(第 10 条第 2 項準用(第 7 条第 5 項準用))	第 14 条第 1 項の許可が受けることができないことによる損失補償の協議
第 16 条(第 10 条第 2 項準用(第 7 条第 5 項準用))	第 14 条第 1 項の許可が受けることができないことによる損失補償における裁決の申請	

	6項準用))	
	第17条第1項	特別緑地保全地区における土地の買入れ
	第17条第2項	特別緑地保全地区における土地の買入れの相手方の指定
	第18条	特別緑地保全地区における土地の管理
	第19条(第11条第1項準用)	特別緑地保全地区における行為の実施状況等の報告徴収
	第19条(第11条第2項準用)	特別緑地保全地区における立入検査等

(5) 都市緑地法(管理機構)(移譲対象事務区分:①・③)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地管理機構が締結する管理協定に関する事務 ・緑地管理機構の指定に関する事務 		
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・民間のボランティア団体等を緑地管理機構に位置付けて、緑地等の保有・管理を行うことができるため、各市町村の創意工夫のもと行政と民間の役割分担を定めることができる。 		
前計画	選択パッケージ(全市町対象)		
移譲市町 (8市)	移譲済	宇都宮市、足利市、大田原市、矢板市、那須塩原市、下野市、野木町	7
	24年度	栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、さくら市、那須烏山市	8
	25年度		
	26年度		
	27年度		
	28年度		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・第24条第4項(第28条において準用する場合を含む。)については、市に法令移譲される。 		

◆移譲項目の内容一覧(計:17項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
緑地管理機構に関する事務	第24条第4項	管理協定内容の協議及び同意
	第24条第4項(第28条において準用)	管理協定内容変更の協議及び同意
	第24条第5項	管理協定の認可
	第24条第5項(第28条において準用)	管理協定の変更の認可
	第25条第1項	管理協定の公告及び縦覧
	第25条第1項(第28条において準用)	管理協定変更の公告及び縦覧
	第25条第2項	管理協定の意見書の受理
	第25条第2項(第28条において準用)	管理協定変更の意見書の受理

	第 27 条	管理協定の公告及び縦覧等
	第 27 条(第 28 条において準用)	管理協定変更の公告及び縦覧等
	第 68 条第 1 項	緑地管理機構の指定
	第 68 条第 2 項	緑地管理機構の指定の公示
	第 68 条第 3 項	緑地管理機構の変更の届出の受理
	第 68 条第 4 項	緑地管理機構の変更届出の公示
	第 71 条	緑地管理機構への改善命令
	第 72 条第 1 項	緑地管理機構の指定の取消し
	第 72 条第 2 項	緑地管理機構の指定の取消しの公示

(6) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（移譲対象事務区分：①）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点整備促進区域内における建築行為等の許可 ・違反者に対する原状回復、除却命令 など
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理の迅速化や地域の実情に応じた的確な対応が可能になる。 ・拠点都市地域の整備に市町村が主体的・総合的に取り組むことができる。
法令移譲	市（H24.4.1）
前計画	対象外
移譲市町	希望なし
特記事項	・現在、県内に促進区域なし。

◆移譲項目の内容一覧（計：8項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
拠点整備促進区域内における建築行為等の許可等に関する事務	第 21 条第 1 項	拠点整備促進区域内における建築行為等の許可
	第 21 条第 6 項	原状回復命令、除却命令等
	第 21 条第 7 項	違反是正措置を行う者が確知できない場合における代執行及びその公告
	第 22 条第 1 項	土地の買取りの申出の受理
	第 22 条第 2 項	土地の買取りの相手方の決定及び公告
	第 22 条第 3 項	土地の買取り
	第 22 条第 4 項	土地を買い取るかどうかの通知
	第 22 条第 5 項	土地の買取りの相手方が土地を買い取らない旨の通知をした場合の通知の受理

(7) 都市再開発法（建築行為の許可）（移譲対象事務区分：①）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発促進区域内における建築物の建築の許可及び違反を是正するための措置の命令等 ・土地の買取りの申出の相手方の決定及びその旨の公告等 ・第一種市街地再開発事業の施行等のために、測量及び調査を目的として施行者等が他人の占有する土地等へ立入ること等についての許可及び土地の
-------	--

	試掘等についての許可 ・立入者等に係る許可証の交付
移譲の趣旨	・事務処理の迅速化や地域の実情に応じた的確な対応が可能になる。
法令移譲	市（H24.4.1）
前計画	選択パッケージ（全市町対象）
移譲市町	希望なし
特記事項	特になし

◆移譲項目の内容一覧（計：22項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
市街地再開発促進区域に係る行為の許可等に関する事務	第7条の4第1項	市街地再開発促進区域内における建築物の建築の許可
	第7条の5第1項	違反を是正する措置の命令
	第7条の5第2項	是正の措置の代執行及び措置を行うべき旨等の公告
	第7条の6第1項	土地の買取りの申出の受理
	第7条の6第2項	土地の買取りの相手方の決定及び公告
	第7条の6第3項	土地の買取り
	第7条の6第4項	土地を買い取るかどうかの通知
	第7条の6第5項	土地の買取りの相手方が土地を買い取らない旨の通知をした場合の通知の受理
	第7条の7第1項	買取りった土地の処分等
	第7条の7第3項	契約の解除
第一種市街地再開発事業の実施に関する事務	第60条第1項	測量及び測量のための土地等への立入等の許可
	第60条第2項	施行認可後の測量及び調査のための建築物等への立入等の許可
	第61条第1項	土地の試掘等の許可
	第66条第1項	事業施行地区内における建築行為等の許可
	第66条第2項	施行者からの意見聴取
	第66条第4項	事業施行地区内の建築行為等の許可に係る原状回復等の命令
	第66条第5項	原状回復等を行う者が確知できない場合における代執行及びその公告
	第66条第7項	公告後の土地の形質変更等の承認
	第66条第8項	土地の形質変更等に係る施行者からの意見聴取
第98条第2項	土地、物件の引渡し又は物件移転の代執行	
第98条第3項	土地の明渡しに伴う損失補償金の受領	

（8）都市再開発法（第一種市街地再開発事業の認可）（移譲対象事務区分：②）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・個人施行の第一種市街地再開発事業の施行に関する認可等の事務 ・組合施行の第一種市街地再開発事業の施行に関する認可等の事務 ・再開発会社施行の第一種市街地再開発事業の施行に関する認可等の事務 ・第一種市街地再開発事業に係る権利変換計画認可、特定建築者の決定、事
-------	---

	業代行等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・再開発事業促進のための措置命令、個人施行者、組合、再開発会社に対する検査、処分の取り消し等の命令、認可の取り消し等 ・建物の区分所有等に係る管理規約等の認可に関する事務 ・第一種市街地再開発事業に係る審査委員の解任等に関する事務 		
移譲の趣旨	・事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。		
前計画	選択パッケージ（中核市）		
移譲市町 （3市）	移譲済	宇都宮市	1
	24年度	栃木市	1
	25年度	鹿沼市	1
	26年度		
	27年度		
	28年度	小山市	1
特記事項	特になし		

◆移譲項目の内容一覧（計：92項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
第一種市街地再開発事業に係る個人施行者の認可等に関する事務	第7条の9第1項	事業の施行の認可
	第7条の9第3項	意見の聴取
	第7条の15第1項	事業の施行者の氏名等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付
	第7条の16第1項	規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可
	第7条の16第2項 において準用する第7条の9第3項	意見の聴取
	第7条の16第2項 において準用する第7条の15第1項	事業の施行者の氏名等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付
	第7条の17第4項	施行者の変動による規約の認可
	第7条の17第7項	施行者の変動の届出の受理
	第7条の17第8項	規約の認可又は施行者の変動の届出に係る公告
	第7条の19第1項	審査委員の選任に係る承認
	第7条の20第1項	事業の終了の認可
	第7条の20第2項 において準用する第7条の15第1項	事業の施行者の氏名等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付
市街地再開発組合の設立認可等に関する事務	第11条第1項	市街地再開発組合の設立の認可
	第11条第2項	事業計画決定前の組合の設立の認可
	第11条第3項	事業計画の認可
	第11条第4項において準用する第7条	意見の聴取

	の9第3項	
	第16条第1項	事業計画の縦覧の指示
	第16条第2項	事業計画に対する意見書の受理
	第16条第3項	事業計画の修正の命令又は意見書を提出した者への通知
	第16条第5項	事業計画の修正の申告の受理
	第19条第1項	組合の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付
	第19条第2項	事業計画決定前に設立認可した組合の名称等の公告
	第27条第4項第3号	監事の報告の受理
	第27条第8項	事業報告書等の受理
	第28条第1項	組合の理事長の氏名等の届出の受理
	第28条第2項	組合の理事長の氏名等の公告
	第38条第1項	定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可
	第38条第2項において準用する第7条の9第3項	意見の聴取
	第38条第2項において準用する第16条第1項	事業計画の縦覧の指示
	第38条第2項において準用する第16条第2項	事業計画に対する意見書の受理
	第38条第2項において準用する第16条第3項	事業計画の修正の命令又は意見書を提出した者への通知
	第38条第2項において準用する第16条第5項	事業計画の修正の申告の受理
	第38条第2項において準用する第19条第1項	組合の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付
	第38条第2項において準用する第19条第2項	事業計画決定前に設立認可した組合の名称等の公告
	第45条第4項	組合の解散の認可
	第45条第6項	組合の設立認可の取消し又は解散の認可の公告
	第48条の2第3項	裁判所に対する意見の陳述等
	第48条の2第4項	裁判所に対する意見の陳述
	第49条	決算報告書の承認
再開発会社による	第50条の2第1項	事業の施行の認可

施行の認可等に関する事務（第二種市街地再開発事業を実施する場合を除く）	第 50 条の 2 第 2 項 において準用する第 7 条の 9 第 3 項	意見の聴取
	第 50 条の 6 におい て準用する第 16 条 第 1 項	事業計画の縦覧の指示
	第 50 条の 6 におい て準用する第 16 条 第 2 項	事業計画に対する意見書の受理
	第 50 条の 6 におい て準用する第 16 条 第 3 項	事業計画の修正の命令又は意見書を提出した者への通知
	第 50 条の 6 におい て準用する第 16 条 第 5 項	事業計画の修正の申告の受理
	第 50 条の 8 第 1 項	再開発会社の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の 送付
	第 50 条の 9 第 1 項	規準又は規約及び事業計画の変更の認可
	第 50 条の 9 第 2 項 において準用する第 7 条の 9 第 3 項	意見の聴取
	第 50 条の 9 第 2 項 において準用する第 16 条第 1 項	事業計画の縦覧の指示
	第 50 条の 9 第 2 項 において準用する第 16 条第 2 項	事業計画に対する意見書の受理
	第 50 条の 9 第 2 項 において準用する第 16 条第 3 項	事業計画の修正の命令又は意見書を提出した者への通知
	第 50 条の 9 第 2 項 において準用する第 16 条第 5 項	事業計画の修正の申告の受理
	第 50 条の 9 第 2 項 において準用する第 50 条の 8 第 1 項	再開発会社の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の 送付
	第 50 条の 12 第 1 項	再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受の認 可
第 50 条の 12 第 2 項 において準用する第 7 条の 9 第 3 項	意見の聴取	

	第50条の12第2項 において準用する第 50条の8第1項	再開発会社の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の 送付
	第50条の14第1項	再開発会社の審査委員の選任の承認
	第50条の15第1項	再開発会社の事業終了の認可
	第50条の15第2項 において準用する第 50条の8第1項	再開発会社の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の 送付
第一種市街地再開 発事業の実施に関 する事務	第72条第1項	権利変換計画の認可
	第72条第4項にお いて準用する同条第 1項	権利変換計画の変更の認可
	第99条の3第3項	特定建築者の決定の承認
	第99条の8第5項 において準用する第 98条第2項	代行及び代執行(特定施設建築物への準用)
	第99条の8第5項 において準用する第 99条の3第3項	特定建築者の取消の承認
	第112条	事業代行開始の決定
	第113条	事業代行開始の公告
	第114条	事業の代行
	第117条第1項	事業代行終了の公告
市街地再開発事業 の施行に関する監 督等の事務	第124条第3項	事業の施行の促進のための措置命令
	第124条の2第1項	個人施行者に対する検査及び命令
	第124条の2第2項	個人施行者に対する施行の認可の取消
	第124条の2第3項	施行の認可の取消の公告
	第125条第1項	組合に対する検査
	第125条第2項	組合に対する検査
	第125条第3項	組合に対する命令
	第125条第4項	組合に対する設立の認可の取消
	第125条第5項	組合の総会等の招集
	第125条第6項	組合に対する投票の実施
	第125条第7項	組合の議決等の取消
	第125条の2第1項	再開発会社に対する検査
	第125条の2第2項	再開発会社に対する検査
	第125条の2第3項	再開発会社に対する命令
	第125条の2第4項	再開発会社に対する施行の認可の取消
	第125条の2第5項	施行の認可の取消の公告
第128条第1項	審査請求に関する事務	

建物の区分所有等に係る管理規約の認可に関する事務	第 133 条第 1 項	建物の区分所有等に関する管理規約の認可
第一種市街地再開発事業に係る審査委員の解任等に関する事務	政令第 4 条の 2 第 3 項	個人施行者の審査委員の解任の承認
	政令第 22 条の 3 において準用する第 4 条の 2 第 3 項	再開発会社の審査委員の解任の承認
	政令第 52 条第 2 項	総合的設計における認定
	省令第 39 条第 2 項	公告の掲示
	省令第 39 条第 3 項	公告の掲示
	省令第 39 条第 5 項	公告の掲示

(9) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（建築行為の許可）（移譲対象事務区分：①）

権限の概要	・ 防災街区整備事業の施行地区内における建築行為等の許可 ・ 建築等の行為の許可に係る監督処分、立入検査 など
移譲の趣旨	・ 事務処理の迅速化や地域の実情に応じた的確な対応が可能になる。
法令移譲	市（H24.4.1）
前計画	対象外
移譲市町	希望なし
特記事項	・ 現在、県内に該当区域なし。

◆移譲項目の内容一覧（計：12項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
防災街区整備事業施行区域内等における建築行為等の許可等に関する事務	第 191 条第 1 項	測量及び調査のための土地等への立入等の許可
	第 192 条第 1 項	測量及び調査のための土地の試掘等の許可
	第 197 条第 1 項	防災街区整備事業の施行地区内における建築行為等の許可
	第 197 条第 2 項	施行者からの意見聴取
	第 197 条第 4 項	防災街区整備事業の施行地区内の建築行為等の許可に係る原状回復等の命令
	第 197 条第 5 項	原状回復等を行う者が確知できない場合における代執行及びその公告
	第 197 条第 7 項	公告後の土地の形質変更等の承認
	第 197 条第 8 項	土地の形質変更等に係る施行者からの意見聴取
	第 233 条第 2 項	土地、物件の引渡し又は物件移転の代執行
	第 233 条第 3 項	土地の明渡しに伴う損失補償金の受領
	第 283 条第 1 項	施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内における建築の許可
	第 283 条第 2 項	許可の取消し等の監督処分、立入検査等

(10) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（防災街区整備事業の認可）

（移譲対象事務区分：②）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> 個人施行による防災街区整備事業の認可 防災街区整備事業組合の設立の認可 施行者に対する監督 など
移譲の趣旨	・事務処理の迅速化や地域の実情に応じた的確な対応が可能になる。
前計画	対象外
移譲市町	希望なし
特記事項	・現在、県内に該当区域なし。

◆移譲項目の内容一覧（計：8項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
防災街区整備事業の認可等に関する事務	第122条第1項	個人施行による防災街区整備事業の認可
	第136条第1項	防災街区整備事業組合の設立の認可
	第136条第3項	防災街区整備事業組合による事業計画の認可
	第165条第1項	事業会社による防災街区整備事業の認可
	第204条第1項	権利変換計画の認可
	第269条	個人施行者に対する監督
	第270条	防災街区整備事業組合に対する監督
	第271条	事業会社に対する監督

(11) 公有地の拡大の推進に関する法律（移譲対象事務区分：①）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画施設の区域内等で土地を譲渡する場合の届出の受理 土地買取り希望の申し出の受理 など 		
移譲の趣旨	・住民に身近な市町村で届出等を受理することで、事務処理の迅速化を図れる。		
法令移譲	市（H24.4.1）		
前計画	対象外		
移譲市町 （1町）	24年度	壬生町	1
	25年度		
	26年度		
	27年度		
	28年度		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 届出を必要とする土地の規模及び申し出をできる土地の規模について、引き続き引き下げる場合には条例及び規則の制定が必要となる。 宇都宮市は大都市特例により権限を有している。 		

◆移譲項目の内容一覧（計：5項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
都市計画施設の区域内等における土地譲渡の届出、土	第4条第1項	都市計画施設の区域内等で土地を譲渡する場合の届出の受理
	第5条第1項	土地買取り希望の申し出の受理
	第6条第1項	土地買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及びその旨の

地買取りに関する 事務		通知
	第6条第3項	土地買取りの協議を行う地方公共団体等のない旨の通知
	政令第2条第1項第 1号	届出対象となる史跡等の文化財に係る土地の指定及び公告

(12) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（建築行為の許可）（移譲対象事務区分：①）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整理促進地域内における建築行為等の許可 ・ 住宅街区整備促進区域内における建築行為等の許可 ・ 建築等の行為の許可に係る監督処分 など
移譲の趣旨	・ 事務処理の迅速化や地域の実情に応じた的確な対応が可能になる。
法令移譲	市（H24.4.1）
前計画	対象外
移譲市町	希望なし
特記事項	・ 現在、県内に該当区域なし。

◆移譲項目の内容一覧（計：6項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
土地区画整理促進 区域内及び住宅街 区整備促進区域・ 施行区域内にお ける建築行為等 の許可等に関する事務	第7条第1項	土地区画整理促進区域内における建築行為等の許可
	第26条第1項	住宅街区整備促進区域内における建築行為等の許可
	第64条第1項	測量及び調査のための土地の試掘等の許可
	第67条第1項	住宅街区整備事業の施行区域内における土地の形質の変更等の許可
	第104条第1項	建築行為等に係る原状回復命令、除却命令等
	第104条第2項	違反是正措置を行うものが確知できない場合における代執行及びその公告

(13) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（住宅街区整備事業の認可）（移譲対象事務区分：②）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人施行による住宅街区整備事業の認可 ・ 住宅街区整備事業組合の設立の認可 ・ 施行者に対する監督 など
移譲の趣旨	・ 住宅街区整備に市町村が主体的・総合的に取り組むことができる。
前計画	対象外
移譲市町	希望なし
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、県内に該当区域なし。 ・ 宇都宮市は大都市特例により権限を有している。

◆移譲項目の内容一覧（計：7項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
住宅街区整備事業 の認可等に関する	第33条第1項	個人施行による住宅街区整備事業の認可
	第36条	個人施行による住宅街区整備事業の認可の変更等

事務	第 37 条第 1 項	住宅街区整備組合の設立の認可
	第 51 条	組合施行による住宅街区整備事業の認可の変更等
	第 72 条第 1 項	換地計画の認可
	第 81 条	換地計画の認可の変更
	第 96 条	個人、住宅街区整備組合等に対する監督

(14) 被災市街地復興特別措置法（移譲対象事務区分：①）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> 被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可 違反者に対する原状回復命令、除却命令 土地買取りの申し出の受理 など
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 事務処理の迅速化や地域の実情に応じた的確な対応が可能になる。 被災市街地復興推進地域の整備に市町村が主体的・総合的に取り組むことができる。
法令移譲	市（H24.4.1）
前計画	対象外
移譲市町	希望なし
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 現在、県内に該当区域なし。

◆移譲項目の内容一覧（計：8項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可等に関する事務	第 7 条第 1 項	被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可
	第 7 条第 5 項	原状回復命令、除却命令等
	第 7 条第 6 項	原状回復等の公告
	第 8 条第 1 項	土地の買取りの申出の受理
	第 8 条第 2 項	土地の買取りの相手方の決定及び公告
	第 8 条第 3 項	土地の買取り
	第 8 条第 4 項	土地を買い取るかどうかの通知
	第 8 条第 5 項	土地の買取りの相手方が土地を買い取らない旨の通知をした場合の通知の受理

(15) 住宅地区改良法（移譲対象事務区分：①）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> 改良地区内における建築行為等の許可 違反者に対する原状回復命令、除却命令 など
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を目的としており、移譲により地域の実情に応じた迅速な対応が可能となる。
法令移譲	市（H24.4.1）
前計画	対象外
移譲市町	希望なし
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 現在、県内に該当区域なし。

◆移譲項目の内容一覧（計：5項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
改良地区内における建築行為等の許可等に関する事務	第9条第1項	地区内における建築行為等の許可
	第9条第2項	施行者からの意見聴取
	第9条第4項	土地の原状回復、建築物等の除却等の命令
	第9条第5項	原状回復等を行う者が確知できない場合における代執行及びその公告
	第21条第1項	測量及び調査のための土地の試掘等の許可

(16) マンションの建替えの円滑化等に関する法律（移譲事務区分：①）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション建替組合の設立の認可 ・個人施行の認可 ・権利変換計画の認可 ・マンション建替事業の監督 など 		
移譲の趣旨	・地震、防災対策上、老朽化したマンションの建替えは喫緊の課題であり、移譲により地域の実情に応じた迅速な対応が可能となる。		
法令移譲	市（H24.4.1）		
前計画	選択パッケージ（全市町対象）		
移譲市町 （1町）	24年度		
	25年度		
	26年度		
	27年度		
	28年度	壬生町	1
特記事項	特になし		

◆移譲項目の内容一覧（計：47項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
建替組合設立認可等に関する事務	第9条第1項	マンション建替組合設立の認可
	第11条第1項	事業計画の縦覧
	第11条第2項	縦覧された事業計画に対する意見書の受理
	第11条第3項	事業計画を採択する場合の修正命令及び採択しない場合の通知
	第11条第5項	修正された事業計画に対する準用規定
	第14条第1項	マンション建替組合設立認可に係る公告
	第24条第3項第3号	報告の受理
	第25条第1項	建替組合理事長の氏名等の届出の受理
	第25条第2項	建替組合理事長の氏名等の届出に係る公告
	第34条第1項	認可を受けた事業計画等の変更の認可
	第34条第2項において準用する第11	事業計画の変更にかかる認可

	条第 1 項	
	第 34 条第 2 項において準用する第 11 条第 2 項	縦覧された事業計画に対する意見書の受理
	第 34 条第 2 項において準用する第 11 条第 3 項	修正命令及び通知
	第 34 条第 2 項において準用する第 11 条第 5 項	変更にかかる事業計画の申告の受理
	第 34 条第 2 項において準用する第 14 条第 1 項	公告等
	第 38 条第 4 項	解散の認可
	第 38 条第 6 項	建替組合設立認可の取消し又は解散の認可に係る公告
	第 41 条の 2 第 3 項	裁判所に対する意見の陳述等
	第 41 条の 2 第 4 項	意見の陳述等
	第 42 条	建替組合の清算人が作成した決算報告書の承認
個人施行認可等に関する事務	第 45 条第 1 項	個人が施行するマンション建替事業の施行の認可
	第 49 条第 1 項	個人が施行するマンション建替事業の認可に係る公告
	第 50 条第 1 項	個人が施行するマンション建替事業の変更に係る認可
	第 50 条第 2 項において準用する第 49 条第 1 項	個人が施行するマンション建替事業の変更認可に係る公告
	第 51 条第 3 項	マンション建替事業の施行者が数人になった場合における規約の認可
	第 51 条第 6 項	新たにマンション建替事業の施行者となった者の氏名等の届出の受理
	第 51 条第 7 項	第 5 1 条第 3 項の認可又は第 5 1 条第 6 項の届出に係る公告
	第 53 条第 1 項	審査委員選任の承認
	第 54 条第 1 項	個人が施行するマンション建替事業の廃止及び終了の認可
	第 54 条第 3 項において準用する第 49 条第 1 項	個人が施行するマンション建替事業の廃止及び終了に係る公告
権利変換計画の認可等に関する事務	第 57 条第 1 項	権利変換計画の認可
	第 66 条において準用する第 57 条第 1 項	権利変換計画の変更の認可
	第 94 条第 1 項	施行再建マンションの管理又は使用に関する管理規約の認可

	第 94 条第 3 項	施行再建マンションに係る団地内の土地等の管理又は使用に関する管理規約の認可
建替事業の監督等に関する事務	第 97 条第 1 項	マンション建替事業に関する報告若しくは資料の提出又は必要な勧告、助言等
	第 97 条第 2 項	マンション建替事業の促進を図るために必要な措置命令
	第 98 条第 1 項	マンション建替組合に対する監督
	第 98 条第 2 項	組合員の請求に基づくマンション建替組合の監督
	第 98 条第 3 項	マンション建替組合のした処分の取消し等の命令
	第 98 条第 4 項	マンション建替組合のした処分の取消し等の命令に従わない場合の組合設立認可の取消し
	第 98 条第 5 項	マンション建替組合の総会等の招集
	第 98 条第 6 項	マンション建替組合の理事又は幹事の解任投票
	第 98 条第 7 項	マンション建替組合の総会の議決等の取消し
	第 99 条第 1 項	個人施行者に対する監督及び個人施行者のした処分の取消しの命令
	第 99 条第 2 項	個人施行者に対する監督及び個人施行者のした処分の取消し等の命令に従わない場合の個人施行の認可の取消し
第 99 条第 3 項	個人施行の認可取消しに係る公告	
審査請求に関する事務	第 126 条第 2 項	審査請求の受理

(17) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（移譲対象事務区分：①）

権限の概要	・ 特定優良賃貸住宅の供給計画の認定
移譲の趣旨	・ ファミリー世帯を対象とする特定優良賃貸住宅の供給は、中心市街地の活性化対策と相まって喫緊の課題であり、移譲により地域の実情に応じた供給が可能となる。
法令移譲	市（H24.4.1）
前計画	選択パッケージ（全市町対象）
移譲市町	希望なし
特記事項	・ 市町村においてあらかじめ補助制度の検討が必要である。

◆移譲項目の内容一覧（計：19項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
特定優良賃貸住宅の供給計画の認定に関する事務	第 2 条第 1 項	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定
	第 4 条	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定の通知
	第 5 条第 1 項	特定優良賃貸住宅の供給計画の変更の認定
	第 5 条第 2 項において準用する第 4 条	特定優良賃貸住宅の供給計画の変更の認定の通知等
	第 8 条	報告の徴収
	第 9 条	認定事業者の地位の承継に係る承認
	第 10 条	特定優良賃貸住宅の建設又は管理の改善命令

	第11条第1項	特定優良賃貸住宅の計画の認定の取消し
	第11条第2項において準用する第4条	特定優良賃貸住宅の計画の認定の取消しの通知
	省令第1条第3号	入居者等の所得の認定
	省令第4条第2項	賃貸住宅の戸数の特例
	省令第7条第1号	入居者資格の額の設定
	省令第7条第2号	入居者資格の基準の設定
	省令第7条第3号	入居者資格の認定及び額の設定
	省令第7条第4号	入居者資格の基準及び額の設定
	省令第9条第2項	入居者の募集方法の指定
	省令第11条	入居者の選定の方法の特例（基準及び戸数の設定）
	省令第15条第1号	管理者の基準の設定
	省令第16条ただし書	賃貸住宅の管理期間の設定

(18) 土地区画整理法（移譲対象事務区分：②）

権限の概要	・個人、組合が施行する土地区画整理事業の認可、指導監督など（施行地区面積が10ha未満のものに限る。）		
移譲の趣旨	・住民に身近で、まちづくりの主体である市町村が許可等の窓口となることで、地域の創意工夫と自主裁量が十分に活かされることにより、中心市街地活性化や防災性向上等のまちづくり課題について、より円滑かつ効率的・効果的に対応がなされ、魅力ある安全・安心な市街地形成が促進される。		
前計画	選択パッケージ（人口7万5千人以上の市対象）		
移譲市町 (1町)	移譲済	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市	7
	24年度	芳賀町	1
	25年度		
	26年度		
	27年度		
	28年度		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国や他の都道府県に対する県としての窓口は、従来どおり一本化する。 ・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。 		

◆移譲項目の内容一覧（計：48項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
個人が施行する土地区画整理事業の認可等に関する事務（施行地区の面積が10ha未満のものに限る）	第4条第1項	事業の認可
	第9条第3項	施行者の氏名等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付
	第9条第3項(第10条第3項において準用)	第10条第1項の変更認可に係る公告及び図書の送付
	第9条第3項(第13条)	第13条第1項の廃止又は終了に係る公告

	条第 4 項において準用)	
	第 10 条第 1 項	規準又は規約及び事業計画変更の認可
	第 11 条第 4 項	施行者の変動による規約の認可
	第 11 条第 7 項	施行者の変動の届出の受理
	第 11 条第 8 項	規約の認可又は施行者の変動の届出を受理した場合の公告
	第 13 条第 1 項	事業の廃止又は終了の認可
土地区画整理組合の設立認可に関する事務 (施行地区の面積が 10ha 未満のものに限る)	第 14 条第 1 項	土地区画整理組合の設立の認可
	第 14 条第 2 項	先立って設立する土地区画整理組合の設立の認可
	第 14 条第 3 項	先立って設立された組合に係る事業計画の認可
	第 20 条第 1 項	事業計画認可申請時における計画の縦覧手続
	第 20 条第 1 項 (第 39 条第 2 項において準用)	事業計画の縦覧の指示
	第 20 条第 2 項	事業計画に係る意見書の処理の手続
	第 20 条第 2 項 (第 39 条第 2 項において準用)	意見書の受理
	第 20 条第 3 項	法第 20 条第 2 項に係る命令又は通知
	第 20 条第 3 項 (第 39 条第 2 項において準用)	法第 39 条第 2 項にかかる命令又は通知
	第 20 条第 5 項	修正申告の受理
	第 20 条第 5 項 (第 39 条第 2 項において準用)	法第 39 条第 2 項に係る修正申告の受理
	第 21 条第 3 項	組合等の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付
	第 21 条第 4 項	先立って設立を認可した組合の名称等の公告
	第 28 条第 8 項	事業報告書等の提出の受理
	第 29 条第 1 項	土地区画整理組合の理事の氏名等の届出の受理
	第 29 条第 2 項	土地区画整理組合の理事の氏名等の届出の公告
	第 39 条第 1 項	定款又は事業計画若しくは基本方針の変更の認可
	第 39 条第 4 項	定款又は事業計画の変更認可した場合の公告、図書の送付
	第 39 条第 5 項	定款又は事業基本方針の変更認可した場合の公告
	第 45 条第 2 項	土地区画整理組合の解散 (組合施行) の認可
	第 45 条第 5 項	土地区画整理組合の設立認可の取消又は解散の認可の公告
	第 48 条の 2 第 3 項	裁判所への意見の陳述等
	第 48 条の 2 第 4 項	裁判所への意見の陳述
第 49 条	土地区画整理組合の清算に係る決算報告書の承認	
換地計画の認可に	第 86 条第 1 項	換地計画の認可

関する事務 (施行地区の面積 が 10ha 未満のもの に限る)	第 97 条第 1 項	換地計画の変更の認可
	第 103 条第 3 項	換地処分をした旨の届出の受理
	第 103 条第 4 項	換地処分をした旨の公告
施行者に対する監督 に関する事務 (施行地区の面積 が 10ha 未満のもの に限る)	第 124 条第 1 項	個人施行者に係る事業又は会計の状況の検査、取消等の措置命令
	第 124 条第 2 項	個人施行者の事業の施行の認可の取消
	第 124 条第 3 項	取消の公告
	第 125 条第 1 項	組合施行に係る事業又は会計の状況の検査
	第 125 条第 2 項	事業又は会計の検査
	第 125 条第 3 項	組合がした処分の取消等の措置命令
	第 125 条第 4 項	組合の設立の認可の取消
	第 125 条第 5 項	組合員からの招集の請求があった場合の総会等の招集
	第 125 条第 6 項	理事等の解任請求があった場合に投票に付さないときの解任の投票の実施
第 125 条第 7 項	組合に係る議決、選挙、当選又は解任の投票の取消	
第 136 条	事業計画決定や変更等をする場合の関係土地改良区等からの意見聴取	

(19) 農地法 (移譲対象事務区分 : ②)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2ha 以下の農地転用に係る許可及び国等との協議 (希望により 4ha 以下の許可まで移譲する。) ・ 農地等の賃貸借の解約等の許可 ・ 違反転用処分に関する事務 		
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が農地転用等の許可を行うことで、許可申請から許可処分までの期間短縮が図れるなど住民サービスの向上となる。 		
前計画	選択パッケージ (人口 7 万 5 千人以上の市及び移譲を希望する市町対象)		
移譲市町 (6 市)	移譲済	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、大田原市、那須町	8
	24 年度	矢板市、那須塩原市	2
	25 年度	鹿沼市、那須烏山市	2
	26 年度	さくら市、下野市	2
	27 年度		
	28 年度		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村において事務委任規則等の制定が必要である。 ・ 租税特別措置法及び農業振興地域の整備に関する法律と関連移譲となる。 		

◆移譲項目の内容一覧 (計 : 17 項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
農地等の転用許可 等に関する事務	第 4 条第 1 項	2ha 以下の農地転用の許可
	第 4 条第 3 項	2ha 以下の農地転用許可に係る農業会議への意見聴取

	第4条第5項	2ha以下の農地転用に係る国又は都道府県との協議
	第4条第6項において準用する第4条第3項	2ha以下の農地転用に係る国又は都道府県との協議に係る農業会議への意見聴取
	第5条第1項	2ha以下の農地等の転用のための権利移動の許可
	第5条第3項	2ha以下の農地等の転用のための権利移動の許可に係る農業会議への諮問
	第5条第4項	2ha以下の農地等の転用のための権利移動に係る国又は都道府県との協議
	第5条第5項において準用する第4条第3項	2ha以下の農地等の転用のための権利移動に係る国又は都道府県との協議に係る農業会議への意見聴取
農地等の賃貸借の解約等に関する事務	第18条第1項	農地の賃貸借の解約等の許可
	第18条第3項	農地の賃貸借の解約の許可に係る農業会議への意見聴取
立入調査に関する事務（上記に掲げた許可及び第51条に基づく違反転用許可処分のものに係るものに限る）	第49条第1項	立入調査、測量、障害物の除去及び移転
	第49条第3項	通知若しくは公示
	第49条第5項	立入調査により生ずべき損失の補償
報告の徴収に関する事務（上記に掲げた許可及び第51条に基づく違反転用許可処分のためのものに限る）	第50条	土地の状況等の報告の徴収
違反転用処分に関する事務（農地転用の許可及び農地等の転用のための権利移動の許可に係るものに限る）	第51条第1項	違反転用に対する処分
	第51条第3項	原状回復等の措置及び公告
	第51条第4項	費用の負担命令

(20) 租税特別措置法（移譲対象事務区分：③）

権限の概要	・農地等を生前贈与等した場合に贈与税等の納税猶予が行われた農地等に対し、転用や所有権移転のために許可した場合の所轄税務署長への通知
移譲の趣旨	・事務処理の迅速化が可能となる。
前計画	選択パッケージ（人口7万5千人以上の市及び移譲を希望する市町）

移譲市町 (6市)	移譲済	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、大田 原市、那須町	8
	24年度	矢板市、那須塩原市	2
	25年度	鹿沼市、那須烏山市	2
	26年度	さくら市、下野市	2
	27年度		
	28年度		
特記事項	・農地法及び農業振興地域の整備に関する法律と関連移譲となる。		

◆移譲項目の内容一覧（計：4項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
所轄税務署長への 通知	第70条の4第35項	農地等の生前贈与をした場合に贈与税の納税猶予が行われた農地等に対し、転用、所有権移動のために許可した場合の所轄税務署長への通知
	第70条の4第35項 (第70条の6第40 項において準用)	相続税の納税猶予が行われた農地等に対し、転用、所有権移転のために許可した場合の所轄税務署長への通知
	第70条の4第37項	所轄税務署長からの通知の受理
	第70条の4第37項 (第70条の6第42 項において準用)	所轄税務署長からの通知の受理

(21) 農業振興地域の整備に関する法律（移譲対象事務区分：②）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域内における開発行為に係る許可及び国等との協議 ・農用地区域内における違反開発行為に対する監督処分 ・農用地区域外での開発行為に対する勧告 		
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が農用地区域内の開発許可を行うことで、許可申請から許可処分までの期間短縮が図れるなど住民サービスの向上となる。 ・農地転用許可の権限移譲を受けた市町村では、違反案件に対して、市町村農業委員会（転用担当）との一元的な対応が可能となる。 		
前計画	選択パッケージ（人口7万5千人以上の市及び移譲を希望する市町対象）		
移譲市町 (6市)	移譲済	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、大田 原市、那須町	8
	24年度	矢板市、那須塩原市	2
	25年度	鹿沼市、那須烏山市	2
	26年度	さくら市、下野市	2
	27年度		
	28年度		
特記事項	・農地法及び租税特別措置法と関連移譲となる。		

◆移譲項目の内容一覧（計：7項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
農用地区域内における開発行為の許可等に関する事務	第15条の2第1項	農用地区域内における開発行為の許可
	第15条の2第6項	第15条の2第1項に基づく許可を行う場合に、あらかじめ行う農業会議の意見聴取
	第15条の2第7項	農用地区域内における開発行為に係る国又は地方公共団体との協議
	第15条の2第8項において準用する第15条の2第6項	第15条の2第7項に基づく協議を行う場合に、あらかじめ行う農業会議の意見聴取
	第15条の3	農用地区域内における違反開発行為に対する監督処分
	第15条の4第1項	農用地区域以外における開発行為に対する勧告
	第15条の4第2項	第15条の4第1項に基づく勧告に従わない場合、その旨及び勧告内容の公表

(22) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（移譲対象事務区分：②）

権限の概要	・終身建物賃貸借事業の認可 など		
移譲の趣旨	・高齢者の居住の安定の確保を図ることは喫緊の課題であり、移譲により地域の実情に応じた終身建物賃貸借住宅の供給が可能となる。		
前計画	選択パッケージ（全市町対象）		
移譲市町 （2市）	移譲済	栃木市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市、下野市	6
	24年度		
	25年度	鹿沼市	1
	26年度		
	27年度		
	28年度	さくら市	1
特記事項	・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。		

◆移譲項目の内容一覧（計：12項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
終身建物賃貸借事業の認可に関する事務	第52条	終身建物賃貸借事業の認可
	第56条第1項	終身建物賃貸借事業の変更の認可
	第58条第1項	終身建物賃貸借解約の承認
	第65条	認可事業者に対する助言及び指導
	第66条	報告の徴収
	第67条第2項	認可事業者の地位の承継に係る届出の受理
	第67条第3項	認可事業者の地位の承継に係る承認
	第68条	認可事業者の認可住宅の管理に対する改善命令
	第69条第1項	終身建物賃貸借事業の認可の取消し
	第70条第1項	事業の廃止の届出の受理
	第72条	賃貸住宅への円滑な入居のための援助

	省令第32条第3項	終身建物賃貸借事業認可申請者の本人確認
--	-----------	---------------------

(23) 宅地造成等規制法（移譲対象事務区分：②）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可 ・工事の完了の検査、監督処分 など 				
移譲の趣旨	・宅地造成に伴いがけくずれ等のおそれが著しい区域における造成工事の規制が目的であり、移譲により地域の実情に応じた迅速な対応が可能となる。				
前計画	選択パッケージ（鹿沼市対象）				
移譲市町	<table border="1"> <tr> <td>移譲済</td> <td>足利市、鹿沼市（第3条第1項は未移譲）</td> </tr> <tr> <td>希望なし</td> <td></td> </tr> </table>	移譲済	足利市、鹿沼市（第3条第1項は未移譲）	希望なし	
移譲済	足利市、鹿沼市（第3条第1項は未移譲）				
希望なし					
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村において、手数料徴収条例に関する条例の制定が必要である。 ・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。 				

◆移譲項目の内容一覧（計：24項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
宅地造成工事規制区域の指定	第3条第1項	宅地造成工事規制区域の指定
宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可等に関する事務	第8条第1項	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可
	第11条	国等が行う工事に係る協議
	第12条第1項	工事の計画変更の許可
	第12条第2項	軽微な変更の届出の受理
	第12条第3項において準用する第11条	国等が行う工事（変更）に係る協議
	第13条第1項	工事の完了の検査
	第13条第2項	検査済み証の交付
	第14条第1項	工事の許可の取消し
	第14条第2項	工事の停止及び災害防止の措置命令
	第14条第3項	宅地使用の禁止等及び災害防止の措置命令
	第14条第4項	緊急の場合における工事に従事する者に対する作業停止の命令
	第14条第5項	災害防止の措置の代行及び措置を代行する旨の公告
	第15条第1項	宅地造成工事規制区域の指定の際、当該区域内で行われる宅地造成に関する工事等の届出の受理
	第15条第2項	高さ2メートルを超える擁壁又は地表水の排水施設の除去工事に関する届出の受理
第15条第3項	宅地造成工事規制区域内で宅地以外の土地を宅地に転用した場合の届出の受理	
第16条第2項	宅地の所有者等に対する災害防止のための措置の勧告	
第17条第1項	宅地等の所有者等に対する災害発生の防止のための改善命令	

	第 17 条第 2 項	宅地等の所有者等に対する災害発生の防止のため必要な工事の施工命令
	第 17 条第 3 項において準用する第 14 条第 5 項	代執行及び公告
	第 18 条第 1 項	宅地造成工事規制区域内の宅地への立入検査
	第 19 条	宅地の所有者等に対する報告の徴収
	政令第 15 条第 1 項	代替措置の制定
	政令第 15 条第 2 項	技術的基準の強化等

(24) 森林法（移譲対象事務区分：④）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林地開発行為の許可 ・ 林地開発許可に係る届出の受理 ・ 林地開発行為に係る監督処分 		
移譲の趣旨	・ 地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。		
前計画	選択パッケージ（全市町対象）		
移譲市町 （2 市）	移譲済	宇都宮市、栃木市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、野木町、那須町、那珂川町	11
	24 年度		
	25 年度	下野市	1
	26 年度	鹿沼市	1
	27 年度		
	28 年度		
特記事項	・ 市町村において規則等の制定が必要である。		

◆移譲項目の内容一覧（計：9 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
林地開発許可に関する事務	法第 10 条の 2 第 1 項	林地開発行為の許可
	法第 10 条の 2 第 6 項	森林審議会及び関係市町村長の意見の聴取
	法第 10 条の 3	開発行為の中止等の命令
	規則第 4 条	林地開発行為着手届の受理
	規則第 6 条	林地開発行為完了届の受理
	規則第 7 条第 1 項	林地開発行為承継届の受理
	規則第 8 条第 2 項	林地開発行為の変更届の受理
	規則第 9 条	林地開発災害発生届の受理
	規則第 10 条第 1 項	林地開発一時中止（廃止）届の受理

(25) 自然環境の保全及び緑化に関する条例（移譲対象事務区分：④）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県自然環境保全地域特別地区内における行為の許可 ・ 県自然環境保全地域各地区における行為許可等、届出行為に係る違反者への中止命令等
-------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県自然環境保全地域各地区における行為許可、届出行為制限等に係る報告の徴収及び検査等 ・ 県緑地環境保全地域内における行為の届出の受理 ・ 県緑地環境保全地域内における中止命令等、報告の徴収及び検査等 		
移譲の趣旨	・ 事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。		
前計画	選択パッケージ（当該地区、地域が所在する市町対象）		
移譲市町 (1市)	移譲済	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、茂木町、市貝町、芳賀町、岩舟町、塩谷町、那須町、那珂川町	
	24年度		
	25年度	真岡市	1
	26年度		
	27年度		
	28年度		
特記事項	・ 現時点で対象となるのは真岡市のみ。		

◆移譲項目の内容一覧（計：26項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
県自然環境保全地域特別地区内における行為等の許可に関する事務	第15条第4項	県自然環境保全地域特別地区内における行為の許可
	第15条第7項	県自然環境保全地域特別地区内における非常災害の応急措置行為の届出受理
	第15条第9項	県自然環境保全地域特別地区内における既着手行為の届出受理
	第16条第3項第7号	県自然環境保全地域特別地区内野生動植物保護地区における行為の許可
県自然環境保全地域普通地区内における行為の届出に関する事務	第17条第1項	県自然環境保全地域普通地区内における行為の届出の受理
	第17条第2項	県自然環境保全地域普通地区内における行為の禁止及び制限並びに命令
	第17条第3項	県自然環境保全地域普通地区内における行為の禁止・制限命令等の期間の延長
	第17条第5項	県自然環境保全地域普通地区内における行為の着手を禁止する期間の短縮
県自然環境保全地域各地区における行為許可等・届出行為に係る違反者への中止命令等、報告の徴収及び検査に関する事務	第18条第1項	県自然環境保全地域特別地区・野生動植物保護地区における行為許可等に係る違反者及び普通地区における届出行為に係る違反者への中止命令等
	第18条第2項	県自然環境保全地域特別地区・野生動植物保護地区における行為許可等に係る違反者及び普通地区における届出行為に係る違反者への中止命令等を行う自然保護取締員の任命及び権限の委任
	第19条第1項	県自然環境保全地域各地区における行為許可・届出行為制限等に係る報告の徴収及び立入検査等

県自然環境保全地域各地区における国等に関する特例に関する事務	第 20 条第 1 項	県自然環境保全地域特別地区・野生動植物保護地区における行為の国等との協議
	第 20 条第 2 項	県自然環境保全地域の区域内における行為の通知の受理
県緑地環境保全地域の区域内における行為の届出等に関する事務	第 24 条第 1 項	県緑地環境保全地域の区域内における行為の届出の受理
	第 24 条第 2 項	県緑地環境保全地域の区域内における行為の禁止及び制限並びに命令
	第 24 条第 3 項	県緑地環境保全地域の区域内における行為の禁止・制限命令等の期間の延長
	第 24 条第 5 項	県緑地環境保全地域の区域内における行為の着手を禁止する期間の短縮
県緑地環境保全地域の区域内における中止命令等、報告の徴収及び検査等に関する事務	第 25 条（第 18 条第 1 項準用）	県緑地環境保全地域の区域内における届出行為に係る違反者への中止命令等
	第 25 条（第 18 条第 2 項準用）	県緑地環境保全地域の区域内における届出行為に係る違反者への中止命令等を行う自然保護取締員の任命及び権限の委任
	第 25 条（第 19 条第 1 項準用）	県緑地環境保全地域の区域内における届出行為に係る違反者への制限命令等に係る報告の徴収及び立入検査等
県緑地環境保全地域の区域内における国等に関する特例に関する事務	第 25 条（第 20 条第 2 項準用）	緑地環境保全地域の区域内における行為の通知の受理
県自然環境保全地域特別地区内における許可等を要しない行為に関する事務	規則第 8 条第 3 号ハ	県自然環境保全地域特別地区内における行為の通知の受理
	規則第 8 条第 3 号ニ	県自然環境保全地域特別地区内における行為の通知の受理
	規則第 8 条第 11 号ト	県自然環境保全地域特別地区内における行為の通知の受理
野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為に関する事務	規則第 10 条第 3 号イ	県自然環境保全地域特別地区内の野生動植物保護地区における行為の通知の受理
	規則第 10 条第 3 号ロ	県自然環境保全地域特別地区内の野生動植物保護地区における行為の通知の受理

(26) 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（移譲対象事務区分：④）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設の新築等の届出及び変更の届出の受理 ・ 新築等の届出者に対する必要な指導又は助言 ・ 届出違反者等に関する勧告 ・ 勧告に従わない場合の公表 ・ 報告若しくは資料の提出又は立入調査 など
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定行政庁で行っている事務（特定施設の新築等の届出の受理、基準適合の検査等）と関連する事務を移譲することにより、一体的な行政運営が可能となる。
前計画	選択パッケージ（特定行政庁対象）

移譲市町 (1市)	移譲済	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、那須塩 原市	7
	24年度	大田原市	1
	25年度		
	26年度		
	27年度		
	28年度		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市は独自の条例に基づき事務を執行。 ・建築確認業務と密接に関係しているため、特定行政庁設置に合わせて移譲する。 ・都市計画法（建築行為の許可）、建築基準法、栃木県建築基準条例及び栃木県景観条例と関連移譲となる。 		

◆移譲項目の内容一覧（計：10項目）

項目名	該当条項	権限の内容
特定施設に係る新 築等の届出等に関 する事務	第16条第1項	特定施設の新築等の届出の受理
	第16条第2項	変更の届出の受理
	第17条	新築等の届出者に対する必要な指導又は助言
	第18条	工事完了の届出の受理
	第19条	整備基準適合の検査
	第21条	適合証の交付
	第22条第1項	届出を行うべきことの勧告
	第22条第2項	必要な措置を講ずべきことの勧告
	第23条	勧告に従わない場合の公表
	第24条第1項	報告若しくは資料の提出又は立入調査

(27) 建築基準法（移譲対象事務区分：④）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築又は除却する場合の届出（耐震改修促進法及び密集市街地整備法による場合を含む。）及び災害による滅失又は損壊した場合の災害報告等による統計の作成及び保管事務 		
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・特定行政庁で事務が行われることにより、住民の負担が軽減され、住民の利便性の向上が図られる。 		
前計画	選択パッケージ（特定行政庁対象）		
移譲市町 (1市)	移譲済	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山 市、那須塩原市	8
	24年度	大田原市	1
	25年度		
	26年度		
	27年度		
	28年度		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認業務と密接に関係しているため、特定行政庁設置に合わせて移譲 		

	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法（建築行為の許可）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例、栃木県建築基準条例及び栃木県景観条例と関連移譲となる。
--	--

◆移譲項目の内容一覧（計：1項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
建築統計の作成に係る事務	第15条第4項	建築統計の作成・保管等

(28) 栃木県建築基準条例（移譲対象事務区分：④）

権限の概要	・栃木県建築基準条例の避難上及び通行の安全上支障がない旨の認定事務		
移譲の趣旨	・特定行政庁で事務が行われることにより、住民の負担が軽減され、住民の利便性の向上が図られる。		
前計画	選択パッケージ（特定行政庁対象）		
移譲市町 (1市)	移譲済	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、那須塩原市	8
	24年度	大田原市	1
	25年度		
	26年度		
	27年度		
	28年度		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認業務と密接に関係しているため、特定行政庁設置に合わせて移譲する。 ・都市計画法（建築行為の許可）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例、建築基準法及び栃木県景観条例と関連移譲となる。 		

◆移譲項目の内容一覧（計：7項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
栃木県建築基準条例の認定に関する事務	第7条ただし書	避難及び通行の安全上支障がない旨の認定
	第13条第4号	避難上支障がない旨の認定
	第14条第3項	避難及び通行の安全上支障がない旨の認定
	第21条	安全上支障がない旨の認定
	第22条ただし書	避難上支障がない旨の認定
	第33条第2号	避難上支障がない旨の認定
	第37条第3号	通行の安全上支障がない旨の認定

(29) 栃木県景観条例（移譲対象事務区分：④）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重点地区における建築行為等の届出の受理 ・勧告、公表等 ・景観条例に基づく大規模行為に関する届出の受理 ・大規模行為届出の審査や必要な指導、勧告 など
移譲の趣旨	・事務処理の迅速化や市町村が地域の実情に応じた的確な対応が可能にな

	る。		
前計画	選択パッケージ（特定行政庁対象）		
移譲市町 （2市）	移譲済	栃木市、鹿沼市	2
	24年度	大田原市	1
	25年度		
	26年度	さくら市	1
	27年度		
	28年度		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市、足利市、佐野市、日光市、小山市、那須塩原市、高根沢町及び那須町は、景観行政団体として独自に条例を定めている。 ・建築確認業務と密接に関係しているため、特定行政庁設置に合わせて移譲する。 ・都市計画法（建築行為の許可）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例、建築基準法、栃木県建築基準条例と関連移譲となる。 		

◆移譲項目の内容一覧（計：13項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
景観形成重点地区 に関する事務	第13条第1項	景観形成重点地区における建築行為等の届出の受理
	第13条第2項	景観形成重点地区における建築行為等の変更等の届出の受理
	第15条第1項	届出に対する必要な措置の指導
	第15条第2項	指導に従わない者に対する必要な措置の勧告
	第15条第3項	届出をせず、又は虚偽の申告をした者に対する必要な措置の勧告
	第16条	勧告を受けた者が、当該勧告に従わない場合の氏名等の公表
	第17条	既存建築物等を所有又は管理する者に対する必要な措置の指導
大規模行為の届出 に関する事務	第20条第1項	大規模行為の届出の受理
	第20条第2項	大規模行為の変更の届出の受理
	第22条（第15条第1項準用）	大規模行為の届出に対する必要な措置の指導
	第22条（第15条第2項準用）	指導に従わない者に対する必要な措置の勧告
	第22条（第15条第3項準用）	届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対する、必要な措置の勧告
	第22条（第16条準用）	勧告を受けた者が、当該勧告に従わない場合の氏名等の公表

2 福祉分野

(30) 社会福祉法（社会福祉法人の定款認可）（移譲対象事務区分：①）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の定款の認可 ・社会福祉法人の定款の変更、解散、合併の認可 ・社会福祉法人に対する報告徴収、立入検査、改善命令、解散命令等の監督業務 など
移譲の趣旨	・社会福祉法人の設立認可等の権限について、一定の条件のもとに町に移譲することにより、指導監督等の機動性が図られる。
法令移譲	市（H25.4.1）
前計画	対象外
移譲市町	希望なし
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる事務所が町の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該町の区域を越えないものに限る。 ・社会福祉法人の設立認可にあたっては、施設担当以外の関係課、部局を加えた庁内審査会を設置する必要がある。

◆移譲項目の内容一覧（計：21項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
社会福祉法人の定款認可等に関する事務	第 31 条第 1 項	社会福祉法人の定款の認可
	第 32 条	社会福祉法人の定款認可の決定
	第 39 条の 3	仮理事の選任
	第 39 条の 4	特別代理人の選任
	第 40 条	（評議員会がない場合）監事からの不整の報告の受理
	第 43 条第 1 項	定款の変更の認可
	第 43 条第 3 項	定款の変更の届出受理
	第 46 条第 2 項	社会福祉法人の解散の認可
	第 46 条第 3 項	社会福祉法人の解散の届出受理（破産手続開始決定等）
	第 46 条の 7	清算中に就職した清算人の届出の受理
	第 47 条の 2 第 4 項	裁判所への意見（社会福祉法人の解散、清算）
	第 47 条の 3	社会福祉法人の清算結了の届出受理
	第 49 条第 2 項	社会福祉法人の合併の認可
	第 56 条第 1 項	社会福祉法人に対する報告徴収及び検査
	第 56 条第 2 項	社会福祉法人に対する改善命令
	第 56 条第 3 項	社会福祉法人に対する業務停止命令等
	第 56 条第 4 項	社会福祉法人の解散命令
	第 56 条第 5 項	解職対象役員に対する弁明機会の付与
	第 56 条第 7 項	弁明を聴取した者の報告書の受理
	第 57 条	社会福祉法人に対する公益事業、収益事業の停止命令
第 59 条第 1 項	社会福祉法人からの現況報告書の届出受理	

(31) 社会福祉法（隣保事業）（移譲対象事務区分：①）

権限の概要	・ 隣保事業の開始届出受理 ・ 隣保事業経営者からの報告徴収、立入検査、経営の制限、停止命令等
移譲の趣旨	・ 各市の実情に合わせて隣保事業を実施運営することで、一層の福祉の向上及び人権啓発の推進を図る。
法令移譲	市（H24.4.1）
前計画	対象外
移譲市町	希望なし
特記事項	特になし

◆移譲項目の内容一覧（計：6項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
隣保事業の開始届出等に関する事務	第 69 条第 1 項	隣保事業の開始の届出受理
	第 69 条第 2 項	隣保事業の変更の届出受理
	第 70 条	隣保事業の経営者からの報告聴取、立入検査等
	第 72 条第 1 項	隣保事業経営の制限、停止命令（社会福祉法義務違反、不当営利、不当処遇）
	第 72 条第 2 項	隣保事業経営の制限、停止命令（書面交付義務違反、誇大広告）
	第 72 条第 3 項	隣保事業経営の制限、停止命令（無届事業者）

(32) 社会福祉法（軽費老人ホーム事業の許可）（移譲対象事務区分：②）

権限の概要	・ 軽費老人ホーム事業の許可 ・ 事業経営者からの報告徴収、立入検査、経営の制限、停止命令、許可取消し等
移譲の趣旨	・ 事務処理の迅速化や地域の実情に応じた的確な対応が可能になる。
前計画	対象外
移譲市町	希望なし
特記事項	・ 宇都宮市は大都市特例により権限を有している。

◆移譲項目の内容一覧（計：12項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
軽費老人ホームの許可等に関する事務	第 62 条第 1 項	軽費老人ホーム事業の開始の届出受理
	第 62 条第 2 項	軽費老人ホーム事業の許可
	第 63 条第 1 項	軽費老人ホーム事業の届出事項の変更の届出受理
	第 63 条第 2 項	軽費老人ホーム事業の許可事項の変更の届出受理
	第 64 条	軽費老人ホーム事業の廃止の届出受理
	第 67 条第 1 項	施設を必要としない軽費老人ホーム事業の開始届出の受理
	第 67 条第 2 項	施設を必要としない軽費老人ホーム事業の許可
社会福祉事業の経営者に対する報告徴収、立入検査等に関する事務	第 70 条	社会福祉事業の経営者からの報告徴収、立入検査等
	第 71 条	社会福祉事業の経営者に対する改善命令
	第 72 条第 1 項	社会福祉事業経営の制限、停止命令、許可取消し（社会福祉法義務違反、不当営利、不当処遇）

	第 72 条第 2 項	社会福祉事業経営の制限、停止命令、許可取消し（寄附金募集条件違反、書面交付義務違反、誇大広告）
	第 72 条第 3 項	社会福祉事業経営の制限、停止命令、許可取消し（無許可・無届け事業者）

(33) 社会福祉法（老人福祉センターの開始届出受理）（移譲対象事務区分：②）

権限の概要	・老人福祉センターの開始届出受理 ・事業経営者からの報告徴収、立入検査、経営の制限、停止命令、許可取消し等
移譲の趣旨	・事務処理の迅速化や地域の実情に応じた的確な対応が可能になる。
前計画	対象外
移譲市町	希望なし
特記事項	・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。

◆移譲項目の内容一覧（計：7項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
老人福祉センターの開始届出受理等に関する事務	第 69 条第 1 項	老人福祉センターの開始の届出受理
	第 69 条第 2 項	老人福祉センターの変更の届出受理
社会福祉事業の経営者に対する報告徴収、立入検査等に関する事務	第 70 条	社会福祉事業の経営者からの報告徴収、立入検査等
	第 71 条	社会福祉事業の経営者に対する改善命令
	第 72 条第 1 項	社会福祉事業経営の制限、停止命令、許可取消し（社会福祉法義務違反、不当営利、不当処遇）
	第 72 条第 2 項	社会福祉事業経営の制限、停止命令、許可取消し（寄附金募集条件違反、書面交付義務違反、誇大広告）
	第 72 条第 3 項	社会福祉事業経営の制限、停止命令、許可取消し（無許可・無届け事業者）

(34) 社会福祉法（放課後児童健全育成事業の開始届出受理）（移譲対象事務区分：②）

権限の概要	・放課後児童健全育成事業の開始届出受理 ・事業経営者からの報告徴収、立入検査、経営の制限、停止命令、許可取消し等		
移譲の趣旨	・各市町は、事業主体として豊富な経験を有しているため、放課後児童健全育成事業の開始届出受理等を希望する市町が対応することにより、地域の実情に応じた事業の実施につながる。		
前計画	対象外		
移譲市町 (1市)	24年度		
	25年度	栃木市	1
	26年度		
	27年度		
	28年度		
特記事項	・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。		

◆移譲項目の内容一覧（計：7項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
放課後児童健全育成事業の開始届出受理等に関する事務	第 69 条第 1 項	放課後児童健全育成事業の開始の届出受理
	第 69 条第 2 項	放課後児童健全育成事業の変更の届出受理
社会福祉事業の経営者に対する報告徴収、立入検査等に関する事務	第 70 条	社会福祉事業の経営者からの報告徴収、立入検査等
	第 71 条	社会福祉事業の経営者に対する改善命令
	第 72 条第 1 項	社会福祉事業経営の制限、停止命令、許可取消し（社会福祉法義務違反、不当営利、不当処遇）
	第 72 条第 2 項	社会福祉事業経営の制限、停止命令、許可取消し（寄附金募集条件違反、書面交付義務違反、誇大広告）
	第 72 条第 3 項	社会福祉事業経営の制限、停止命令、許可取消し（無許可・無届け事業者）

(35) 老人福祉法（有料老人ホームの設置届出受理）（移譲対象事務区分：①）

権限の概要	・有料老人ホームの設置届出の受理 ・有料老人ホーム設置者等からの報告徴収、質問及び立入検査、改善命令等
移譲の趣旨	・事務処理の迅速化や地域の実情に応じた的確な対応が可能になる。
法令移譲	中核市（H24.4.1）
前計画	該当なし
移譲市町	希望なし
特記事項	・地域の状況に応じて指導指針を定める必要がある。

◆移譲項目の内容一覧（計：6項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
有料老人ホームの設置届出等に関する事務	第 29 条第 1 項	有料老人ホームの設置届出の受理
	第 29 条第 2 項	有料老人ホームの変更届出の受理
	第 29 条第 3 項	有料老人ホームの廃止又は休止の届出の受理
	第 29 条第 7 項	有料老人ホーム設置者等からの報告徴収、質問及び立入検査
	第 29 条第 9 項	有料老人ホームに対する改善命令
	第 29 条第 10 項	改善命令の公示

(36) 老人福祉法（養護老人ホーム等の設置認可）（移譲対象事務区分：②）

権限の概要	・養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置認可 ・老人デイサービスセンター等の設置届出の受理 ・老人居宅生活支援事業の開始届出等の受理 ・立入検査及び関連事務
移譲の趣旨	・事務処理の迅速化や地域の実情に応じた的確な対応が可能になる。
前計画	該当なし
移譲市町	希望なし

特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・補助内示に先立ち、合議制による審査を行う必要がある。 ・地方社会福祉審議会の設置が必要である。 ・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。
------	--

◆移譲項目の内容一覧（計：16項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置認可等に関する事務	第15条第4項	養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置の認可
	第15条の2第2項	養護老人ホーム、特別養護老人ホームの変更届出の受理
	第16条第3項	養護老人ホーム、特別養護老人ホームの廃止、休止、定員増減の認可
	第18条第2項	養護老人ホーム、特別養護老人ホームの長からの報告徴収、質問及び立入検査
	第19条第1項	養護老人ホーム、特別養護老人ホームの改善・停止・廃止命令又は認可の取消し
老人デイサービスセンター等の設置届出等に関する事務	第15条第2項	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センターの設置届出の受理
	第15条の2第1項	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センターの変更届出の受理
	第16条第1項	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センターの廃止又は休止の届出の受理
	第18条第1項	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センター設置者からの報告徴収、質問及び立入検査
	第18条の2第2項	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者に対する事業の制限又は停止の命令
老人居宅生活支援事業の開始届出等に関する事務	第14条	老人居宅生活支援事業の開始届出の受理
	第14条の2	老人居宅生活支援事業の変更届出の受理
	第14条の3	老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出の受理
	第18条第1項	老人居宅生活支援事業者等からの報告徴収、質問及び立入検査
	第18条の2第1項	認知症対応型老人共同生活援助事業者の前払金保全措置にかかる改善命令
	第18条の2第2項	老人居宅生活支援事業の制限又は停止の命令

(37) 介護保険法（移譲対象事務区分：①・③）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法に基づく事業者等に対する指定及び許可 ・指定を行った事業者等に対する指導監査（指定の取消し等行政処分を含む。）など 		
移譲の趣旨	・事務処理の迅速化や地域の実情に応じた的確な対応が可能になる。		
法令移譲	中核市（H24.4.1）※業務管理体制の整備に関する事務を除く		
前計画	基本パッケージ（中核市対象）		
移譲市町 （1市）	24年度		
	25年度		

	26年度		
	27年度		
	28年度	那須烏山市	1
特記事項	特になし		

◆移譲項目の内容一覧（計：123項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
指定居宅サービス事業者の指定等に関する事務	第24条第1項*	帳簿書類等の提示の命令及び質問
	第24条第2項*	報告の徴収等
	第24条の3第1項	事務受託法人への事務の委託
	第24条の3第4項	事務の委託の公示
	第41条第1項	指定居宅サービス事業者の指定
	第70条第6項	関係市町村からの意見聴取
	第70条第7項	市町村長との協議
	第70条の2第1項	指定居宅サービス事業者の指定の更新
	第70条の2第4項 において準用する第70条第6項	関係市町村からの意見聴取
	第70条の3第2項 において準用する第70条第6項	関係市町村からの意見聴取
	第71条第1項ただし書	別段の申し出の受理
	第72条第1項ただし書	別段の申し出の受理
	第75条	指定居宅サービス事業者の名称の変更等の届出の受理
	第76条第1項	指定居宅サービス事業者等に対する報告等の命令、出頭の請求又は質問若しくは検査
	第76条の2第1項	指定居宅サービス事業者に対する勧告
	第76条の2第2項	指定居宅サービス事業者に対する勧告の公表
	第76条の2第3項	指定居宅サービス事業者に対する勧告に係る措置命令
	第76条の2第4項	指定居宅サービス事業者に対する勧告に係る措置命令の公示
	第76条の2第5項	市町村からの通知の受理
	第77条第1項	指定居宅サービス事業者等の指定の取消し又は停止
第77条第2項	市町村からの通知の受理	
第78条第1項	指定居宅サービス事業者の指定等の公示	
指定居宅介護支援事業者の指定等に関する事務	第46条第1項	指定居宅介護支援事業者の指定
	第79条の2第1項	指定居宅介護支援事業者の指定の更新
	第82条	指定居宅介護支援事業者の名称の変更等の届出の受理
	第83条第1項	指定居宅介護支援事業者等に対する報告等の命令、出頭の請求又は質問若しくは検査

	第 83 条の 2 第 1 項	指定居宅介護支援事業者に対する勧告
	第 83 条の 2 第 2 項	指定居宅介護支援事業者に対する勧告の公表
	第 83 条の 2 第 3 項	指定居宅介護支援事業者に対する勧告に係る措置命令
	第 83 条の 2 第 4 項	指定居宅介護支援事業者に対する勧告に係る措置命令の公示
	第 83 条の 2 第 5 項	市町村からの通知の受理
	第 84 条第 1 項	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し又は停止
	第 84 条第 2 項	市町村からの通知の受理
	第 85 条第 1 項	指定居宅介護支援事業者の指定等の公示
指定介護老人福祉施設の指定等に関する事務	第 48 条第 1 項第 1 号	指定介護老人福祉施設の指定
	第 86 条第 3 項	関係市町村からの意見の聴取
	第 86 条の 2 第 1 項	指定介護老人福祉施設の指定の更新
	第 86 条の 2 第 4 項 において準用する第 86 条第 3 項	関係市町村からの意見の聴取
	第 89 条	指定介護老人福祉施設の名称の変更等の届出の受理
	第 90 条第 1 項	指定介護老人福祉施設等に対する報告等の命令、出頭の請求又は質問若しくは検査
	第 91 条の 2 第 1 項	指定介護老人福祉施設に対する勧告
	第 91 条の 2 第 2 項	指定介護老人福祉施設に対する勧告の公表
	第 91 条の 2 第 3 項	指定介護老人福祉施設に対する勧告に係る措置命令
	第 91 条の 2 第 4 項	指定介護老人福祉施設に対する勧告に係る措置命令の公示
	第 91 条の 2 第 5 項	市町村からの通知の受理
	第 92 条第 1 項	指定介護老人福祉施設の指定の取消し又は停止
	第 92 条第 2 項	市町村からの通知の受理
第 93 条	指定介護老人福祉施設の指定等の公示	
介護老人保健施設の開設許可等に関する事務	第 94 条第 1 項	介護老人保健施設の開設許可
	第 94 条第 2 項	介護老人保健施設の変更許可
	第 94 条第 6 項	関係市町村からの意見の聴取
	第 94 条の 2 第 1 項	介護老人保健施設の指定の更新
	第 94 条の 2 第 4 項 において準用する第 94 条第 6 項	関係市町村からの意見の聴取
	第 95 条第 1 項	介護老人保健施設の管理者の承認
	第 95 条第 2 項	介護老人保健施設の医師以外の管理者の承認
	第 98 条第 1 項第 4 号	介護老人保健施設に関して広告できる事項
	第 99 条	介護老人保健施設の名称の変更等の届出の受理
	第 100 条第 1 項	介護老人保健施設等に対する報告等の命令、出頭の請求又は質問若しくは検査

	第 100 条第 3 項	市町村からの通知の受理
	第 101 条	介護老人保健施設の使用制限
	第 102 条第 1 項	介護老人保健施設の管理者の変更命令
	第 103 条第 1 項	介護老人保健施設に対する勧告
	第 103 条第 2 項	介護老人保健施設に対する勧告の公表
	第 103 条第 3 項	介護老人保健施設に対する勧告に係る措置命令
	第 103 条第 4 項	介護老人保健施設に対する勧告に係る措置命令の公示
	第 103 条第 5 項	市町村からの通知の受理
	第 104 条第 1 項	介護老人保健施設の開設許可の取消し又は停止
	第 104 条第 2 項	市町村からの通知の受理
	第 104 条の 2	介護老人保健施設の開設許可等の公示
	第 105 条において準用する医療法第 9 条第 2 項	廃止の届出の受理
	第 105 条において準用する医療法第 15 条第 3 項	エックス線装置の設置届出の受理
指定介護療養型医療施設の指定等に関する事務（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 項第 1 項の規定により、なおその効力を有するものとされる同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法に基づく事務）	第 107 条の 2 第 1 項	指定介護療養型医療施設の指定の更新
	第 107 条の 2 第 4 項において準用する第 107 条第 5 項	関係市町村からの意見の聴取
	第 108 条第 1 項	指定介護療養型医療施設の指定変更承認
	第 111 条	指定介護療養型医療施設の名称の変更等の届出の受理
	第 112 条第 1 項	指定介護療養型医療施設等に対する報告等の命令、出頭の請求又は質問若しくは検査
	第 113 条の 2 第 1 項	指定介護療養型医療施設に対する勧告
	第 113 条の 2 第 2 項	指定介護療養型医療施設に対する勧告の公表
	第 113 条の 2 第 3 項	指定介護療養型医療施設に対する勧告に係る措置命令
	第 113 条の 2 第 4 項	指定介護療養型医療施設に対する勧告に係る措置命令の公示
	第 113 条の 2 第 5 項	市町村からの通知の受理
	第 114 条第 1 項	指定介護療養型医療施設の指定の取消し又は停止
第 114 条第 2 項	市町村からの通知の受理	
第 115 条	指定介護療養型医療施設の指定の取消し等の公示	
指定介護予防サービス事業者の指定等に関する事務	第 53 条第 1 項	指定介護予防サービス事業者の指定
	第 115 条の 5	指定介護予防サービス事業者の名称の変更等の届出の受理
	第 115 条の 7 第 1 項	指定介護予防サービス事業者等に対する報告等の命令、出頭の請求又は質問若しくは検査
	第 115 条の 8 第 1 項	指定介護予防サービス事業者に対する勧告
	第 115 条の 8 第 2 項	指定介護予防サービス事業者に対する勧告の公表
	第 115 条の 8 第 3 項	指定介護予防サービス事業者に対する勧告に係る措置命令

	第 115 条の 8 第 4 項	指定介護予防サービス事業者に対する勧告に係る措置命令の公示
	第 115 条の 8 第 5 項	市町村からの通知の受理
	第 115 条の 9 第 1 項	指定介護予防サービス事業者の指定の取消し又は停止
	第 115 条の 9 第 2 項	市町村からの通知の受理
	第 115 条の 10	指定介護予防サービス事業者の指定等の公示
	第 115 条の 11 において準用する第 70 条の 2 第 1 項	指定介護予防サービス事業者の指定の更新
	第 115 条の 11 において準用する第 71 条第 1 項ただし書	指定介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申し出の受理
	第 115 条の 11 において準用する第 72 条第 1 項ただし書	指定介護予防サービス事業者の特例に係る介護老人保健施設の別段の申し出の受理
	第 115 条の 35 第 6 項	指定居宅サービス事業者等の指定の取消又は指定の効力の停止
業務管理体制の整備に関する事務	第 115 条の 32 第 2 項	業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理
	第 115 条の 32 第 3 項	業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理
	第 115 条の 32 第 4 項	業務管理体制の整備に関する事項の届出区分の変更による届出の受理
	第 115 条の 33 第 1 項	業務管理体制の整備に関する報告徴収、立入検査等
	第 115 条の 33 第 3 項	業務管理体制の整備に関する権限の行使の求め
	第 115 条の 33 第 4 項	業務管理体制の整備に関する権限の行使の通知
	第 115 条の 34 第 1 項	業務管理体制の整備に関する勧告
	第 115 条の 34 第 2 項	業務管理体制の整備に関する公表
	第 115 条の 34 第 3 項	業務管理体制の整備に関する命令
	第 115 条の 34 第 4 項	業務管理体制の整備に関する公示
	第 115 条の 34 第 5 項	業務管理体制の整備に関する通知
介護サービス情報の公表等に関する事務	第 115 条の 35 第 1 項	介護サービス情報の報告の受理
	第 115 条の 35 第 2 項	介護サービス情報の報告内容の公表
	第 115 条の 35 第 3 項	介護サービス情報の調査
	第 115 条の 35 第 4 項	介護サービス情報に係る報告等の命令
	第 115 条の 35 第 5 項	介護サービス情報に係る報告等の命令の通知
	第 115 条の 35 第 6 項	介護サービス情報に係る指定の取消等
	第 115 条の 35 第 7 項	介護サービス情報に係る指定の取消等の通知
	第 115 条の 36 第 2 項	介護サービス情報に係る指定調査機関の指定
	第 115 条の 40 第 1 項	介護サービス情報に係る指定調査機関に対する報告徴収、立入検査等
	第 115 条の 41	介護サービス情報に係る指定調査機関の調査事務の廃止等の

		許可
	第 115 条の 42 第 2 項	介護サービス情報に係る指定情報公表センターの指定
	第 115 条の 42 第 3 項	介護サービス情報に係る指定調査機関に対する報告徴収、立入検査
	第 115 条の 43	介護サービス情報の公表の推進

* 第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定については、全ての事務に共通。

(38) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

(移譲対象事務区分：①・③)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定 指定事業者等からの報告徴収、立入検査、基準遵守勧告、指定取消し等 業務管理体制の整備に係る届出受理、報告徴収、立入検査等 事業の開始届出受理、報告徴収、立入検査、改善命令 など 		
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 住民に身近な市町村が指定障害福祉サービス事業者等の指定及び指導監査等を実施することで、事務処理の迅速化や地域の実情に応じたより適確な対応が可能となる。 		
法令移譲	中核市（H24.4.1）※指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に係る業務管理体制の整備に関する事務を除く		
前計画	該当なし		
移譲市町 (2市)	24年度		
	25年度	栃木市	1
	26年度		
	27年度		
	28年度	那須烏山市	1
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 基準条例及び指定事務に関する規則の制定が必要である。 		

◆移譲項目の内容一覧（計：76項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定等に関する事務	第 29 条第 1 項	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定
	第 37 条第 1 項	指定障害福祉サービス事業者の変更指定
	第 39 条第 1 項	指定障害者支援施設の変更指定
	第 41 条第 1 項	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定更新
	第 46 条第 1 項	指定障害福祉サービス事業者の変更及び再開届出受理
	第 46 条第 2 項	指定障害福祉サービス事業者の廃止及び休止届出受理
	第 46 条第 3 項	指定障害者支援施設の変更届出受理
	第 48 条第 1 項	指定障害福祉サービス事業者等に対する報告命令、立入検査等
	第 48 条第 3 項（第 48 条第 1 項準用）	指定障害者支援施設の設置者等に対する報告命令、立入検査等
第 49 条第 1 項	指定障害福祉サービス事業者に対する基準遵守勧告	

	第 49 条第 2 項	指定障害者支援施設の設置者に対する基準遵守勧告
	第 49 条第 3 項	基準遵守勧告の公表
	第 49 条第 4 項	基準遵守の命令
	第 49 条第 5 項	基準遵守命令の公示
	第 49 条第 6 項	基準に従って適正な運営がされていない旨の市町村からの通知受理
	第 50 条第 1 項	指定障害福祉サービス事業者の指定取消し等
	第 50 条第 2 項	第 50 条第 1 項各号に該当する旨の市町村からの通知受理
	第 50 条第 3 項 (第 50 条第 1 項準用)	指定障害者支援施設の指定取消し等
	第 50 条第 3 項 (第 50 条第 2 項準用)	第 50 条第 1 項各号に該当する旨の市町村からの通知受理
	第 51 条	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定等の公示
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に係る業務管理体制の整備等に関する事務	第 51 条の 2 第 2 項	業務管理体制整備に係る届出受理
	第 51 条の 2 第 3 項	業務管理体制整備に係る変更届出受理
	第 51 条の 2 第 4 項	業務管理体制整備に係る区分変更届出受理
	第 51 条の 3 第 1 項	業務管理体制整備に係る報告命令、立入検査等
	第 51 条の 3 第 3 項	業務管理体制整備に係る報告命令、立入検査等の国への要請
	第 51 条の 3 第 4 項	業務管理体制整備に係る報告命令、立入検査等の国からの結果通知受理
	第 51 条の 4 第 1 項	業務管理体制整備に係る基準遵守勧告
	第 51 条の 4 第 2 項	業務管理体制整備に係る基準遵守勧告の公表
	第 51 条の 4 第 3 項	業務管理体制整備に係る基準遵守の命令
	第 51 条の 4 第 4 項	業務管理体制整備に係る基準遵守命令の公示
指定一般相談支援事業者の指定等に関する事務	第 51 条の 14 第 1 項	指定一般相談支援事業者の指定
	第 51 条の 21 第 1 項	指定一般相談支援事業者の指定更新
	第 51 条の 25 第 1 項	指定一般相談支援事業者の変更及び再開届出受理
	第 51 条の 25 第 2 項	指定一般相談支援事業者の廃止及び休止届出受理
	第 51 条の 27 第 1 項	指定一般相談支援事業者等に対する報告命令、立入検査等
	第 51 条の 28 第 1 項	指定一般相談支援事業者に対する基準遵守勧告
	第 51 条の 28 第 3 項	指定一般相談支援事業者に対する基準遵守勧告の公表
	第 51 条の 28 第 4 項	指定一般相談支援事業者に対する基準遵守の命令
	第 51 条の 28 第 5 項	指定一般相談支援事業者に対する基準遵守命令の公示
	第 51 条の 28 第 6 項	第 51 条の 28 第 1 項各号に該当する旨の市町村からの通知受理
第 51 条の 29 第 1 項	指定一般相談支援事業者の指定取消し等	
第 51 条の 29 第 3 項	第 51 条の 29 第 1 項各号に該当する旨の市町村からの通知受理	

	第 51 条の 30 第 1 項	指定一般相談支援事業者の指定等の公示
	第 51 条の 31 第 2 項	業務管理体制整備に係る届出受理
	第 51 条の 31 第 3 項	業務管理体制整備に係る変更届出受理
	第 51 条の 31 第 4 項	業務管理体制整備に係る区分変更届出受理
	第 51 条の 32 第 1 項	業務管理体制整備に係る報告命令、立入検査等
	第 51 条の 32 第 3 項	業務管理体制整備に係る報告命令、立入検査等の国への要請
	第 51 条の 32 第 4 項	業務管理体制整備に係る報告命令、立入検査等の国からの結果通知受理
	第 51 条の 33 第 1 項	業務管理体制整備に係る基準遵守勧告
	第 51 条の 33 第 2 項	業務管理体制整備に係る基準遵守勧告の公表
	第 51 条の 33 第 3 項	業務管理体制整備に係る基準遵守の命令
	第 51 条の 33 第 4 項	業務管理体制整備に係る基準遵守命令の公示
	第 51 条の 33 第 5 項	業務管理体制整備に係る国からの通知受理
事業の開始等に関する事務（指定障害福祉サービス事業、指定一般相談支援事業者等）	第 79 条第 2 項	事業の開始届出受理
	第 79 条第 3 項	事業の変更届出受理
	第 79 条第 4 項	事業の廃止（休止）届出受理
	第 81 条第 1 項	事業者に対する報告命令、立入検査等
	第 82 条第 1 項	事業の制限又は停止命令
	第 82 条第 2 項	事業の改善命令、停止命令、廃止命令
市町村設置障害者支援施設に関する事務	第 83 条第 3 項	市町村の障害者支援施設の設置届出
	第 85 条第 1 項	市町村設置障害者支援施設長に対する報告命令、立入検査等
	第 86 条第 1 項	市町村設置障害者支援施設に対する事業停止命令、廃止命令
	政令第 43 条の 7 第 1 項	市町村設置障害者支援施設の廃止又は休止の届出受理
	政令第 43 条の 7 第 2 項	市町村設置障害者支援施設の変更報告受理
事業の開始等に関する事務（障害者支援施設）	社会福祉法第 62 条第 1 項	事業の開始届出受理
	社会福祉法第 62 条第 2 項	事業の開始許可
	社会福祉法第 63 条第 1 項	事業の変更届出受理
	社会福祉法第 63 条第 2 項	事業の変更許可
	社会福祉法第 64 条	事業の廃止の届出受理
	社会福祉法第 70 条	事業者に対する報告命令、立入検査等
	社会福祉法第 71 条	事業の改善命令
	社会福祉法第 72 条第 1 項	事業の停止命令、許可取消し等
	社会福祉法第 72 条	事業の停止命令、許可取消し等

	第2項	
	社会福祉法第72条 第3項	事業の停止命令等

(39) 児童福祉法（児童福祉施設の設置認可）（移譲対象事務区分：②）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設（保育所及び児童館に限る）の設置の認可 ・児童福祉施設設置者等からの報告徴収、質問及び立入検査、改善命令等 		
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・保育や児童館など児童福祉サービスの実施者である市町村が、施設設置の認可から把握することで、より地域の実情に応じた児童福祉事業が実施できる。 		
前計画	該当なし		
移譲市町 (2市)	24年度		
	25年度	栃木市	1
	26年度		
	27年度		
	28年度	那須烏山市	1
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設のうち保育所及び児童館に限る。 ・児童福祉法（一時預かり事業の開始届出受理等）と関連移譲となる。 ・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。 		

◆移譲項目の内容一覧（計：9項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
児童福祉施設 (保育所・児童館)の設置認可 等に関する事務	第35条第3項	市町村設置児童福祉施設の届出受理
	第35条第4項	児童福祉施設の設置の認可
	第35条第6項	市町村設置児童福祉施設の廃止又は休止の届出受理
	第35条第7項	児童福祉施設の廃止又は休止の承認
	第46条第1項	児童福祉施設の設置者等からの報告徴収、質問及び立入検査
	第46条第3項	児童福祉施設の設置者等に対する改善勧告及び改善命令
	第46条第4項	児童福祉施設の設置者に対する事業停止命令
	第58条	児童福祉施設の認可取消し
	政令第38条	児童福祉施設の検査

(40) 児童福祉法（認可外保育施設の設置届出受理）（移譲対象事務区分：②）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設に対する報告の徴収、立入調査 ・認可外保育施設に対する改善勧告、勧告に従わない場合の公表 ・認可外保育施設に対する事業の停止命令又は施設の閉鎖命令等 ・認可外保育施設の届出の受理 ・認可外保育施設の運営状況報告の受理及び公表
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所を補完する認可外保育施設の実態の把握により、地域住民の保育需要に応じた適切な入所決定が行える。 ・認可外保育施設の実態の把握が容易になり、適切な指導監督が行える。

前計画	基本パッケージ（人口7万5千人以上の市対象）		
移譲市町 （2市）	移譲済	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市	9
	24年度		
	25年度		
	26年度	矢板市	1
	27年度		
	28年度	那須烏山市	1
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者の所在地に関わらず施設が所在する市町村で対応する。 ・ 国や他の都道府県に対する県としての窓口は、従来どおり一本化する。 ・ 宇都宮市は大都市特例により権限を有している。 		

◆移譲項目の内容一覧（計：11項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
認可外保育施設に関する事務	第59条第1項	認可外保育施設に対する報告の徴収、立入調査等
	第59条第3項	認可外保育施設に対する改善勧告等
	第59条第4項	認可外保育施設が勧告に従わない場合の公表
	第59条第5項	認可外保育施設に対する事業の停止命令又は施設の閉鎖命令（児童福祉審議会の意見聴取あり）
	第59条第6項	認可外保育施設に対する事業の停止命令又は施設の閉鎖命令（児童福祉審議会の意見聴取なし）
	第59条第7項	勧告又は命令をした場合における市町長への通知
	第59条の2第1項	認可外保育施設の届出の受理
	第59条の2第2項	認可外保育施設の変更届出の受理
	第59条の2第3項	認可外保育施設の届出を受理した場合における市町長への通知
	第59条の2の5第1項	認可外保育施設の運営状況報告の受理
	第59条の2の5第2項	認可外保育施設の運営状況報告等の通知及び公表

（41）児童福祉法（一時預かり事業の開始届出受理等）（移譲対象事務区分：③）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時預かり事業の開始届の受理 ・ 一時預かり事業の廃止届及び休止届の受理 ・ 一時預かり事業を行う者からの報告徴収、質問および立入検査 ・ 一時預かり事業を行う者に対する改善命令 ・ 一時預かり事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令 		
移譲の趣旨	・ 児童福祉施設等の指導監督権限等を有する市町に事務を移譲することにより、事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。		
前計画	該当なし		
移譲市町	移譲済		

(1市)	24年度		
	25年度	栃木市	1
	26年度		
	27年度		
	28年度		
特記事項	・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。		

◆移譲項目の内容一覧（計：6項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
一時預かり事業に関する事務	第34条の12第1項	一時預かり事業の開始届の受理
	第34条の12第2項	一時預かり事業の変更届の受理
	第34条の12第3項	一時預かり事業の廃止届及び休止届の受理
	第34条の14第1項	一時預かり事業を行う者からの報告徴収、質問および立入検査
	第34条の14第3項	一時預かり事業を行う者に対する改善命令
	第34条の14第4項	一時預かり事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令

(42) 身体障害者福祉法（移譲対象事務区分：②）

権限の概要	・身体障害者手帳の交付、返還、再交付 など		
移譲の趣旨	・権限を移譲することにより、手帳交付等に要する時間の短縮化が図られ、住民サービスの向上につながることを期待される。		
前計画	該当なし		
移譲市町 (1市)	24年度		
	25年度		
	26年度		
	27年度		
	28年度	那須烏山市	1
特記事項	・必要に応じて、各市町でのシステム導入の検討を要する。 ・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。		

◆移譲項目の内容一覧（計：16項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
身体障害者手帳の交付に関する事務	第34条の12第1項	身体障害者手帳の交付
	第15条第5項	身体障害者手帳の申請の却下
	第16条第1項	身体障害者手帳の返還
	第16条第2項	身体障害者手帳の返還命令
	政令第5条第1項	社会福祉審議会への諮問
	政令第5条第2項	厚生労働大臣への認定の依頼
	政令第6条第1項	審査を受けるべき旨の通知
	政令第6条第2項	保健所長への通知
	政令第7条	市町村長又は保健所長からの通知の受理
	政令第9条第1項	交付台帳の整備及び記載
	政令第9条第2項	氏名の変更及び居住地の移転の届出の受理

	政令第9条第7項	台帳からの記載事項削除
	政令第10条第1項	身体障害者手帳の再交付
	政令第10条第3項	新たな身体障害者手帳の交付
	省令第7条第2項	身体障害者手帳の返還の受理（障害程度に重大な変化が生じたとき等）
	省令第8条第2項	身体障害者手帳の返還の受理（再交付後失った手帳を発見したとき）

3 医療・保健・衛生分野

(43) 水道法（移譲対象事務区分：①）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用水道の施設基準適合の確認及び申請者への通知 ・ 給水開始前の届出及び記載事項変更届の受理 ・ 専用水道及び簡易専用水道に対する報告の徴収、立入検査、改善の指示及び給水停止命令 		
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理の迅速化や市町の水道事業・簡易水道事業の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。 		
法令移譲	市（H25.4.1）		
前計画	選択パッケージ（全市町対象）		
移譲市町	移譲済	栃木市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町	10
	希望なし		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇都宮市は大都市特例により権限を有している。 ・ 栃木県小規模水道条例と関連移譲となる。 		

◆移譲項目の内容一覧（計：11項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
専用水道に関する事務	第 32 条	専用水道の施設基準適合の確認
	第 33 条第 3 項	専用水道に係る記載事項変更届の受理
	第 33 条第 5 項	専用水道の施設基準適合の確認に関する申請者への通知
	第 34 条第 1 項（第 13 条第 1 項準用）	専用水道に係る給水開始前の届出の受理
	第 34 条第 1 項（第 24 条の 3 第 2 項準用）	専用水道の管理に係る技術上の業務委託に関する届出の受理
	第 36 条第 1 項	専用水道の改善の指示
	第 36 条第 2 項	専用水道に係る水道技術管理者の変更勧告
	第 39 条第 2 項	専用水道に係る報告の徴収及び立入検査
専用水道及び簡易専用水道に関する事務	第 37 条	専用水道設置者又は簡易専用水道管理者に対する給水停止命令
簡易専用水道に関する事務	第 36 条第 3 項	簡易専用水道に係る清掃等管理に関する必要な措置の指示
	第 39 条第 3 項	簡易専用水道に係る報告の徴収及び立入検査

(44) 栃木県小規模水道条例（移譲対象事務区分：③）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模水道布設の確認及び申請者への通知 ・ 給水開始前の届出及び廃止届の受理 ・ 小規模水道に対する報告の徴収、立入検査、施設改善及び給水禁止の命令
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理の迅速化や市町の水道事業・簡易水道事業の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。

前計画	選択パッケージ（全市町対象）		
移譲市町 （5市）	移譲済	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町	11
	24年度		
	25年度	佐野市、小山市、真岡市、那須烏山市、下野市	5
	26年度		
	27年度		
	28年度		
特記事項	・水道法と関連移譲となる。		

◆移譲項目の内容一覧（計：8項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
小規模水道に関する事務	第3条	小規模水道布設の確認
	第6条	小規模水道に係る給水開始前の届出の受理
	第7条第1項	小規模水道変更の確認
	第9条	小規模水道の休止又は廃止届の受理
	第12条第1項	小規模水道に係る報告の徴収及び立入検査
	第13条	小規模水道に対する措置命令
	規則第2条第3項	小規模水道敷設確認（変更を含む）の申請者への通知
	規則第6条第5号	小規模水道管理者の選任（変更）の届出の受理

（45）薬事法（移譲対象事務区分：④）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> 高度管理医療機器等の販売業等の許可に関する事務 立入検査及び関連事務 		
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 権限を移譲することにより、申請、審査、調査等に要する時間の短縮化が図られ、住民サービスの向上につながることを期待される。 		
前計画	選択パッケージ（中核市対象）		
移譲市町 （1市）	24年度	宇都宮市	1
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 保健所設置市のみが対象となる。 当該事務は経由事務としては宇都宮市に移譲済みである。 薬局開設の許可及び薬局製造販売医薬品に関する許認可事務、立入検査及び関連事務は23年度に移譲済みである。 		

◆移譲項目の内容一覧（計：23項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
高度管理医療機器等の販売業の許可等に関する事務	第39条第1項	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可
	第39条第4項	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の更新の許可
	第40条第1項 （第10条準用）	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の休廃止等の届出の受理
管理医療機器の販売業及び賃貸業の	第39条の3第1項	管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出の受理
	第40条第2項	管理医療機器の販売業及び賃貸業の休廃止等の届出の受理

届出に関する事務	(第 10 条準用)	
立入検査等に関する事務	第 68 条の 10	指導及び助言
	第 69 条第 2 項	立入検査等の実施
	第 70 条第 1 項	廃棄、回収等の命令
	第 72 条第 4 項	医薬品の製造業者等の構造設備が該当しない場合の改善命令、業務の停止命令
	第 72 条の 4 第 1 項	保健衛生上の危害発生防止のための業務運営改善命令
	第 72 条の 4 第 2 項	許可の条件違反に対する是正命令
	第 73 条	管理者等の変更命令
	第 75 条第 1 項	許可の取消し、停止命令
	第 76 条	許可の更新を拒否する場合の通知及び弁明等の機会の付与
上記の事務に付随する薬事法施行令等の手続	政令第 44 条	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の交付
	政令第 45 条第 1 項	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の書換え交付
	政令第 46 条第 1 項	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の再交付
	政令第 46 条第 3 項	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の返納の受理（再交付後）
	政令第 47 条	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の返納の受理（許可取消し等）
	政令第 48 条	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可台帳の備付け及び必要事項の記載
	規則第 9 条第 1 項	管理医療機器の販売業等の届出済証の交付
	規則第 10 条第 1 項	管理医療機器の販売業等の届出済証の書換え交付
	規則第 11 条第 1 項	管理医療機器の販売業等の届出済証の再交付

(46) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（移譲対象事務区分：④）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の診察及び措置入院に関する事務 精神障害者の医療保護入院等に関する事務 精神病院における適切な処遇に関する事務 精神障害者保健福祉手帳に関する事務
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 宇都宮市を管轄区域とする県の保健所が存在しないことから、保健所設置市に権限移譲することにより、精神障害者に対する適切な医療及び保護の確保や精神保健福祉手帳の交付事務の迅速化など、精神障害者に対する保健福祉サービスの向上を図ることができる。 精神病院の実態の把握が容易となることから、精神病院に対する指導監督の実効性が上がり、入院患者に対する適切な処遇の確保を図ることができる。
前計画	選択パッケージ（中核市対象）
移譲市町	希望なし
特記事項	・保健所設置市のみが対象となる。

◆移譲項目の内容一覧（計：42項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
精神障害者の診察及び措置入院に関する事務	第23条第2項	一般人からの申請の受理
	第24条	警察官からの通報の受理
	第25条第1項	検察官からの通報の受理
	第25条第2項	検察官からの特に必要があると認めたとときの通報の受理
	第25条の2	保護観察所の長からの通報の受理
	第26条	矯正施設の長からの通報の受理
	第26条の2	精神病院の管理者からの届出の受理
	第26条の3	指定通院医療機関の管理者等からの通報の受理
	第27条第1項	指定医による診察の実施（措置入院の適否判定）
	第27条第2項	指定医による診察の実施（申請、通報又は届け出がない場合）
	第27条第3項	指定医による診察への立会
	第27条第4項	居住する場所への立入
	第28条第1項	保護者等への診察実施の旨の通知
	第29条第1項	自傷他害のおそれのある精神障害者に対する入院措置
	第29条第3項	精神障害者に対する措置入院の告知
	第29条の2第1項	自傷他害のおそれのある精神障害者に対する緊急入院措置
	第29条の2の2第1項	措置入院に係る精神障害者の移送
	第29条の2の2第2項	精神障害者に対する移送の告知
	第29条の2の2第3項	移送の際の精神障害者に対する行動の制限
	精神障害者の医療保護入院等に関する事務	第33条第7項
第33条の2		保護者の同意により医療保護入院させた者が退院した旨の届出の受理
第33条の4第5項		応急入院させた旨の届出の受理
第34条第1項		保護者の同意による医療保護入院に係る精神障害者の移送
第34条第2項		扶養義務者の同意による医療保護入院に係る精神障害者の移送
第34条第3項		応急入院に係る精神障害者の移送
精神病院における適切な処遇等の確保に関する事務	第38条の6第1項	精神病院の管理者からの報告徴収等
	第38条の6第2項	精神病院の管理者等からの報告徴収等
	第38条の7第1項	精神病院の管理者に対する改善命令等
	第38条の7第2項	精神病院の管理者に対する退院命令等
	第38条の7第3項	命令に従わなかった場合の公表
	第38条の7第4項	精神病院の管理者に対する入院制限命令
	第38条の7第5項	医療医療の制限命令の公示
第40条	精神病院の管理者に対する仮退院の許可	

精神障害者保健福祉手帳に関する事務	政令第7条第1項	精神障害者保健福祉手帳交付台帳の記載等
	政令第7条第2項	精神障害者保健福祉手帳所持者からの居住地変更等の届出の受理
	政令第7条第4項	他の都道府県の区域に居住地を移したときの届出の受理
	政令第7条第5項	精神障害者保健福祉手帳所持者からの居住地変更届に基づく新たな手帳の交付等
	政令第7条第6項	精神障害者保健福祉手帳交付台帳の記載事項の消除
	政令第10条	精神障害者保健福祉手帳の再交付

4 公害規制分野

(47) 環境基本法（移譲対象事務区分：①）

権限の概要	・騒音に係る環境基準の地域類型の指定
移譲の趣旨	・住民に身近な市町村が環境基準の地域類型指定を実施することで、事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。
法令移譲	市（H24.4.1）
前計画	対象外
移譲市町	希望なし
特記事項	・航空機騒音及び新幹線鉄道騒音を除く。 ・化学の専門知識を有する職員の配置が望ましい。

◆移譲項目の内容一覧（計：1項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
騒音に係る環境基準の地域類型の指定に関する事務	第16条第2項	騒音に係る環境基準の地域類型の指定

(48) 騒音規制法・騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（移譲対象事務区分：①）

権限の概要	・規制地域及び規制基準の指定 ・自動車騒音の状況の常時監視 ・関係行政機関に対する協力要請等 ・指定地域内における自動車騒音の限度を定める事務
移譲の趣旨	・住民に身近な市町村が規制地域及び規制基準の指定、常時監視等を実施することで、事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。
法令移譲	市（H24.4.1）
前計画	選択パッケージ（人口15万人以上の市対象）
移譲市町	希望なし
特記事項	・化学の専門知識を有する職員の配置が望ましい。 ・振動規制法及び栃木県生活環境の保全等に関する条例と関連移譲となる。

◆移譲項目の内容一覧（計：11項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
規制地域の指定等に関する事務	第3条第1項	規制地域の指定
	第3条第2項	関係市町村長への意見聴取
	第3条第3項	規制地域の公示
	第4条第1項	規制基準の設定
	第4条第3項（第3条第3項準用）	規制基準の公示
	告示別表第1号	特定建設作業の作業時刻及び作業時間に関する規制地域の指定

自動車騒音の状況の監視に関する事務	第 18 条第 1 項	自動車騒音の状況の常時監視
	第 19 条	常時監視結果の公表
関係行政機関に対する協力要請等に関する事務	第 22 条	関係行政機関に対する協力要請、意見陳述
指定地域内における自動車騒音の限度を定める事務	省令第 4 条	県公安委員会との協議、自動車騒音の大きさの設定
	省令別表備考	区域の指定

(49) 振動規制法（移譲期対象事務区分：①）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・規制地域及び規制基準の指定 ・関係行政機関に対する協力要請等
移譲の趣旨	・住民に身近な市町村が規制地域及び規制基準の指定、常時監視等を実施することで、事務処理の迅速化や地域の実情に応じたより適確な対応が可能となる。
法令移譲	市（H24.4.1）
前計画	選択パッケージ（人口 15 万人以上の市対象）
移譲市町	希望なし
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・化学の専門知識を有する職員の配置が望ましい。 ・騒音規制法及び栃木県生活環境の保全等に関する条例と関連移譲となる。

◆移譲項目の内容一覧（計：10 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
規制地域の指定等に関する事務	第 3 条第 1 項	規制地域の指定
	第 3 条第 2 項	関係市町村長への意見聴取
	第 3 条第 3 項	規制地域の公示
	第 4 条第 1 項	規制基準の設定
	第 4 条第 3 項（第 3 条第 3 項準用）	規制基準の公示
	規則第 12 条ただし書	道路管理者及び県公安委員会との協議による限度の設定
	規則別表第 1 付表第 1 号	特定建設作業の作業時刻及び作業時間に関する規制区域の指定
	規則別表第 2 備考 1	道路交通振動の限度に関する区域の指定
規則別表第 2 備考 2	道路交通振動の限度に関する時間の指定	
関係行政機関に対する協力要請等に関する事務	第 20 条	関係行政機関に対する協力要請、意見陳述

(50) 悪臭防止法（移譲対象事務区分：①）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・規制地域及び規制基準の指定 ・関係行政機関に対する協力要請
移譲の趣旨	・住民に身近な市町村が規制地域及び規制基準の指定等を実施することで、事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。
法令移譲	市（H24.4.1）
前計画	選択パッケージ（人口 15 万人以上の市対象）
移譲市町	希望なし
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・化学の専門知識を有する職員の配置が望ましい。 ・規制基準（第 4 条関係）は、特定悪臭物質の濃度規制と臭気指数規制のいずれか一方を選択することとなる。現在、県では全市町を対象に濃度規制を行っているが、臭気指数規制の導入へ向け見直し作業中である。

◆移譲項目の内容一覧（計：8 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
規制地域の指定等に関する事務	第 3 条	規制地域の指定
	第 4 条第 1 項	規制基準（特定悪臭物質の濃度規制）の設定
	第 4 条第 2 項	規制基準（臭気指数規制）の設定
	第 5 条第 1 項	当該規制地域管轄市町村長への意見聴取
	第 5 条第 2 項	周辺市町村長への意見聴取
	第 6 条	規制地域、規制基準の公示
	第 9 条	周辺市町村からの要請の受理
関係行政機関に対する協力要請に関する事務	第 21 条第 1 項	関係行政機関に対する協力要請

(51) 大気汚染防止法（移譲対象事務区分：②（一部①））

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設等の届出の受理、計画変更命令、改善命令等 ・自動車排出ガスの濃度測定等 ・大気汚染状況の常時監視、大臣への報告、結果の公表等 ・事業者等に対する報告徴収、立入検査 ・関係行政機関に対する協力要請等
移譲の趣旨	・事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。
法令移譲	特例市（H24.4.1）※一般粉じん発生施設に係る部分のみ
前計画	選択パッケージ（人口 15 万人以上の市対象）
移譲市町	希望なし
特記事項	・化学の専門知識を有する職員の配置が望ましい。

◆移譲項目の内容一覧【計：44 項目】

事務の名称	該当条項	権限の内容
ばい煙発生施設等	第 6 条第 1 項	ばい煙発生施設の設置の届出の受理

に係る規制に関する事務	第7条第1項	ばい煙発生施設の使用届出の受理
	第8条第1項	ばい煙発生施設の構造等変更届出の受理
	第9条第1項	ばい煙発生施設の計画変更命令等
	第10条第2項	届出に係る実施の制限の期間短縮
	第11条	氏名の変更等の届出の受付等
	第12条第3項	ばい煙発生施設の承継届出の受理
	第14条第1項	ばい煙発生施設の改善命令等
	第17条第2項	事故時の通報受理
	第17条第3項	事故時の措置命令
揮発性有機化合物の排出の規制に関する事務	第17条の5第1項	揮発性有機化合物排出施設の設置届出の受理
	第17条の6第1項	揮発性有機化合物排出施設の使用届出の受理
	第17条の7第1項	揮発性有機化合物排出施設の構造等変更届出の受理
	第17条の8	揮発性有機化合物排出施設の計画変更命令等
	第17条の11	揮発性有機化合物排出施設の改善命令等
	第17条の13第2項 (第11条準用)	揮発性有機化合物排出施設の氏名変更等の届出の受理
	第17条の13第2項 (第12条準用)	揮発性有機化合物排出施設の承継届出の受理
粉じんに係る規制に関する事務	第18条第1項	一般粉じん発生施設の設置届出の受理
	第18条第3項	一般粉じん発生施設の構造等変更届出の受理
	第18条の2第1項	一般粉じん発生施設の使用届出の受理
	第18条の4第1項	一般粉じん発生施設の基準適合命令等
	第18条の6第1項	特定粉じん発生施設の設置届出の受理
	第18条の6第3項	特定粉じん発生施設の構造等変更届出の受理
	第18条の7第1項	特定粉じん発生施設の使用届出の受理
	第18条の8	特定粉じん発生施設の計画変更命令等
	第18条の11	特定粉じん発生施設の改善命令等
	第18条の13第2項 (第11条準用)	一般・特定粉じん発生施設の氏名変更の届出の受理
	第18条の13第2項 (第12条準用)	一般・特定粉じん発生施設の承継届出の受理
	第18条の15第1項	特定粉じん排出等作業の実施届出の受理
	第18条の15第2項	特定粉じん排出等作業の実施届出の受理
	第18条の16	特定粉じん排出等作業の計画変更命令
	第18条の18	特定粉じん排出等作業の基準適合命令等
自動車排出ガスに係る許容限度等に関する事務	第20条	自動車排出ガスの濃度測定
	第21条第1項	自動車排出ガスの濃度測定に基づく要請
	第21条第3項	自動車排出ガスの濃度測定に基づく意見陳述

大気汚染状況の監視等に関する事務	第 22 条第 1 項	大気汚染状況の常時監視
	第 22 条第 2 項	大気汚染状況の常時監視結果の環境大臣への報告
	第 24 条	大気汚染状況の公表
報告徴収及び立入検査に関する事務	第 26 条第 1 項	報告徴収及び立入検査
関係行政機関に対する協力要請等に関する事務	第 27 条第 3 項	国の行政機関の長からの適用除外施設の届出通知の受理
	第 27 条第 4 項	国の行政機関の長に対する措置要請
	第 27 条第 5 項	措置要請に伴う措置状況の通知の受理
	第 27 条第 6 項	改善命令等に係る国の行政機関の長に対する事前協議
	第 28 条第 2 項	関係行政機関の長に対する協力要請及び意見陳述

(52) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（移譲対象事務区分：①）

権限の概要	・公害防止統括者、公害防止管理者等の選任届出等
移譲の趣旨	・事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。
法令移譲	特例市（H24.4.1）
前計画	選択パッケージ（人口 15 万人以上の市対象）
移譲市町	希望なし
特記事項	・大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法と関連移譲となる。

◆移譲項目の内容一覧（計：7 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
公害防止統括者等の選任等に関する事務	第 3 条第 3 項	公害防止統括者に係る選任・解任等の届出の受理
	第 4 条第 3 項（第 3 条第 3 項準用）	公害防止管理者に係る選任・解任等の届出の受理
	第 5 条第 3 項（第 3 条第 3 項準用）	公害防止主任管理者の選任・解任等の届出の受理
	第 6 条第 2 項（第 3 条第 3 項準用）	公害防止管理者の代理人の選任・解任等の届出の受付等
	第 6 条の 2 第 2 項	特定事業者の地位の承継に係る届出の受理
	第 10 条第 1 項	公害防止統括者等の解任命令
	第 11 条第 1 項	公害防止統括者等の職務実施状況に関する報告の徴収、特定工場立入検査

(53) ダイオキシン類対策特別措置法（移譲対象事務区分：②）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設の届出等の受理、計画変更命令、改善命令等 ・事故時の措置命令、国への報告 ・ダイオキシン類に係る汚染状況の常時監視、大臣への報告、結果の公表等 ・事業者の測定結果の報告の受理、公表 ・報告の徴収、立入検査 ・関係行政機関に対する協力要請等
-------	---

移譲の趣旨	・事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。
前計画	選択パッケージ（人口 15 万人以上の市対象）
移譲市町	希望なし
特記事項	・化学の専門知識を有する職員の配置が望ましい。 ・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。

◆移譲項目の内容一覧（計：28 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
特定施設に係る規制に関する事務	第 12 条第 1 項	特定施設の設置届出の受理
	第 13 条第 1 項	特定施設の使用届出の受理
	第 13 条第 2 項	特定施設の変更使用届出の受理
	第 14 条第 1 項	特定施設の構造等変更届出の受理
	第 15 条	特定施設の計画変更命令等
	第 16 条	総量規制基準適用事業場の改善命令
	第 17 条第 2 項	特定施設設置等の期間短縮
	第 18 条	特定施設設置者の氏名の変更等届出の受理
	第 19 条第 3 項	特定施設の承継届出の受理
	第 22 条第 1 項	特定施設の使用停止、改善命令
	第 22 条第 3 項	総量規制基準適用事業場の改善命令
	第 23 条第 2 項	事故状況等届出の受理
	第 23 条第 3 項	事故時における措置命令
第 23 条第 4 項	事故時における国への報告	
ダイオキシン類に係る汚染状況の監視に関する事務	第 26 条第 1 項	ダイオキシン類に係る汚染状況の常時監視
	第 26 条第 2 項	常時監視結果の環境大臣への報告
	第 27 条第 1 項	常時監視の測定の実施
	第 27 条第 2 項	常時監視結果報告の受理
	第 27 条第 3 項	常時監視結果の公表
	第 27 条第 4 項	常時監視実施のための立入及び検体採取
	第 28 条第 3 項	測定結果報告の受理
	第 28 条第 4 項	測定結果の公表
報告の徴収及び立入検査に関する事務	第 34 条第 1 項	報告の徴収及び立入検査
関係行政機関に対する協力要請等に関する事務	第 35 条第 2 項	国の行政機関の長からの適用除外施設の届出通知の受理
	第 35 条第 3 項	国の行政機関の長に対する措置要請
	第 35 条第 4 項	措置要請に伴う措置状況の通知の受理
	第 35 条第 5 項	改善命令等に係る国の行政機関の長に対する事前協議
	第 36 条第 2 項	関係行政機関の長に対する協力要請及び意見陳述

(54) 栃木県生活環境の保全等に関する条例（禁止地域の指定）（移譲対象事務区分：③）

権限の概要	・深夜における音響機器の使用の禁止地域の指定		
移譲の趣旨	・住民に身近な市町村が地域の指定を実施することで、事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。		
前計画	選択パッケージ（人口 15 万人以上の市対象）		
移譲市町 （11 市）	移譲済	宇都宮市、足利市、小山市	3
	24年度	栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市	11
	25年度		
	26年度		
	27年度		
	28年度		
特記事項	・騒音規制法及び振動規制法と関連移譲となる。		

◆移譲項目の内容一覧（計：1 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
深夜における音響機器の使用の禁止地域の指定に関する事務	第 32 条	深夜における音響機器の使用の禁止地域の指定

(55) 栃木県生活環境の保全等に関する条例（特定施設の届出等）（移譲対象事務区分：③）

権限の概要	・特定施設の届出の受理、計画変更、改善命令等 ・公害防止の協力要請等		
移譲の趣旨	・住民に身近な市町村が実施することで、事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。		
前計画	選択パッケージ（人口 15 万人以上の市対象）		
移譲市町	移譲済	宇都宮市	
	希望なし		
特記事項	・化学の専門知識を有する職員の配置が望ましい。 ・大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、水質汚濁防止法及び土壌汚染対策法と関連移譲となる。		

◆移譲項目の内容一覧（計：22 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
ばい煙、粉じん及び排水に係る規制事務	第 7 条	特定施設の設置の届出の受理
	第 8 条	特定施設の使用届出の受理
	第 9 条	特定施設の構造等の変更の届出の受理
	第 10 条	氏名の変更等の届出の受理
	第 11 条第 3 項	承継届出受理
	第 12 条第 1 項	計画変更命令

	第 12 条第 2 項	計画廃止命令
	第 13 条第 2 項	実施の制限期間短縮
	第 16 条	改善命令等
	第 17 条第 1 項	勧告
	第 17 条第 2 項	勧告命令
	第 18 条	改善措置の届出受理
	第 22 条	改善命令等
	第 23 条第 1 項	勧告
	第 23 条第 2 項	勧告命令
第 24 条 (第 18 条準用)	改善措置の届出の受理	
公害の防止等に関するその他の措置事務	第 43 条第 1 項	公害防止の協力要請
	第 43 条第 2 項	公害の防止の緊急措置の協力要請
	第 49 条第 2 項	事故時における措置の概要報告の受理
	第 49 条第 3 項	事故時における応急の措置命令
	第 65 条	報告の徴収 (地球温暖化に係るものを除く)
	第 66 条第 1 項	特定工場等への立入検査

(56) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (移譲対象事務区分 : ④)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 種指定化学物質の排出量等に関する事項の届出の経由及び意見の付与 ・国から通知された事項の集計及びその結果の公表 	
移譲の趣旨	・住民に身近な市町村が実施することで、事業者からの問合せや届出内容の確認などに的確に対応することが可能になる。	
前計画	選択パッケージ (人口 15 万人以上の市対象)	
移譲市町	移譲済	宇都宮市
	希望なし	
特記事項	・化学の専門知識を有する職員の配置が望ましい。	

◆移譲項目の内容一覧 (計 : 13 項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
化学物質排出量等に関する事項の届出等に関する事務	第 5 条第 3 項	第 1 種指定化学物質の排出量等に関する事項の届出の経由及び意見の付与
	第 6 条第 3 項	対応化学物質分類名による届出に係る事項の通知の受理
	第 7 条第 2 項	対応化学物質分類名に関する請求を認めない旨の決定等に係る第 1 種指定化学物質の名称の通知の受理
	第 7 条第 3 項	対応化学物質分類名を維持する旨の請求がないときの第 1 種指定化学物質の名称の通知の受理
	第 7 条第 5 項	対応化学物質分類名による届出に係る事項の説明の要求
	第 8 条第 2 項	ファイル記録事項の通知の受理
	第 8 条第 4 項	ファイル記録事項の集計結果の通知の受理

	第 8 条第 5 項	通知に係る事項の集計及びその結果の公表
	第 13 条第 1 項	国が行う調査に関する資料の提供の要求又は意見の陳述
	省令第 12 条第 1 項	法第 5 条第 2 項の届出を電子情報処理組織による場合の届出の受理
	省令第 12 条第 2 項	識別番号及び暗証番号の通知
	省令第 12 条第 3 項	電子処理情報組織の使用廃止の届出の受理
	省令第 12 条第 4 項	電子情報処理組織の使用の停止

(57) 水質汚濁防止法（移譲対象事務区分：④）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設の届出等の受理、計画変更命令、改善命令等 ・ 水質事故や地下水浄化に係る措置命令 ・ 水質汚濁状況の常時監視、大臣への報告、結果の公表等 ・ 事業者等に対する報告徴収、立入検査 ・ 緊急時等の措置命令等
移譲の趣旨	・ 事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。
前計画	選択パッケージ（人口 15 万人以上の市対象）
移譲市町	希望なし
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学の専門知識を有する職員の配置が望ましい。 ・ 宇都宮市は大都市特例により権限を有している。

◆移譲項目の内容一覧（計：26 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
特定事業場に係る 規制に関する事務	第 5 条第 1 項	特定施設の設置届出の受理
	第 5 条第 2 項	有害物質使用特定施設の設置届出の受理
	第 5 条第 3 項	有害物質使用特定施設（第 1 項、第 2 項を除く）及び有害物質貯蔵指定施設の設置届出の受理
	第 6 条第 1 項	特定施設の使用届出の受理
	第 6 条第 2 項	特定施設の使用届出の受理
	第 7 条第 1 項	特定施設の構造等変更届出の受理
	第 8 条第 1 項	特定施設の計画変更命令等
	第 8 条第 2 項	特定施設の計画変更命令等
	第 9 条第 2 項	実施制限期間の短縮
	第 10 条第 1 項	特定施設の氏名変更等届出の受理
	第 11 条第 3 項	特定施設の承継届出の受理
	第 13 条第 1 項	特定施設の使用停止、改善命令
	第 13 条の 2 第 1 項	有害物質使用特定施設の使用停止、改善命令
	第 13 条の 3	有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造基準等に関する使用停止、改善命令
	第 14 条の 2 第 1 項	水質事故状況等届出の受理
第 14 条の 2 第 2 項	指定事業場の水質事故状況等届出の受理	
第 14 条の 2 第 3 項	油流出事故状況等届出の受理	

	第 14 条の 2 第 4 項	事故時における措置命令
	第 14 条の 3 第 1 項	地下水の水質浄化に係る措置命令
	第 14 条の 3 第 2 項	特定事業場の設置者であった者への地下水の水質浄化に係る措置命令
水質汚濁の状況の監視に関する事務	第 15 条第 1 項	水質汚濁状況の常時監視
	第 15 条第 2 項	常時監視結果の環境大臣への報告
	第 17 条第 1 項	常時監視結果の公表
	第 18 条第 1 項	緊急時における措置命令
	第 22 条第 1 項	報告徴収及び立入検査
	第 23 条第 4 項	公共用水域等の被害に対する措置要請

(58) 土壌汚染対策法（移譲対象事務区分：④）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染状況調査結果報告の受理、内容は正命令、土地形質変更届出の受理等 ・土壌汚染状況調査実施命令等 ・土壌汚染区域の指定、解除、指定区域の台帳の整理、閲覧等 ・汚染除去等の措置命令等 ・報告の徴収、立入検査等 ・関係行政機関に対する協力要請等
移譲の趣旨	・事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。
前計画	選択パッケージ（人口 15 万人以上の市対象）
移譲市町	希望なし
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・化学の専門知識を有する職員の配置が望ましい。 ・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。

◆移譲項目の内容一覧（計：43 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
土壌汚染状況調査に関する事務	第 3 条第 1 項	土壌汚染状況調査結果の報告の受理
	第 3 条第 1 項ただし書	土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認
	第 3 条第 2 項	有害物質使用特定施設の使用廃止通知
	第 3 条第 3 項	土地の汚染状況調査に係る報告・内容は正命令
	第 3 条第 4 項	第 3 条第 1 項ただし書確認に係る土地利用方法の変更届出の受理
	第 3 条第 5 項	第 3 条第 1 項ただし書確認の取消通知
	第 4 条第 1 項	一定の規模以上の土地の形質の変更届出の受理
	第 4 条第 2 項	土壌の汚染状況に係る調査・報告命令
	第 5 条第 1 項	土壌汚染のおそれのある土地に係る調査・報告命令
	第 5 条第 2 項	自ら行う第 5 条第 1 項の調査及び公告
	第 6 条第 1 項	要措置区域の指定
	第 6 条第 2 項	要措置区域の指定の公示

	第6条第4項	措置区域の指定の解除
	第6条第5項	要措置区域の指定の解除の公告
	第7条第1項	要措置区域に係る汚染除去等の措置指示
	第7条第4項	要措置区域に係る汚染除去等の措置命令
	第7条第5項	指示を受けるべき者が確知できない場合における代行及びその公告
	第11条第1項	形質変更時要届出区域の指定
	第11条第2項	形質変更時要届出区域の指定の解除
	第11条第3項	形質変更時要届出区域の指定及び解除の公告
	第12条第1項	形質変更時要届出区域における土地の形質変更の届出の受理
	第12条第2項	形質変更時要届出区域における既着手の届出の受理
	第12条第3項	非常災害のための応急措置の届出の受理
	第12条第4項	形質変更時要届出区域における土地の形質変更の施行方法に係る計画変更命令
	第14条第1項	要措置区域等の指定の申請書の受理
	第14条第3項	指定の申請に係る要措置区域等の指定
	第14条第4項	指定の申請に係る報告等徴収及び立入検査
	第15条第1項	要措置区域等の台帳の調整
	第15条第3項	要措置区域等の台帳の閲覧
汚染土壌搬出に関する事務	第16条第1項	汚染土壌の搬出時の届出の受理
	第16条第2項	汚染土壌の搬出変更届出の受理
	第16条第3項	応急措置として汚染土壌を搬出した旨の届出の受理
	第16条第4項	汚染土壌の搬出に係る措置命令
	第19条	汚染土壌の運搬・処理に係る措置命令
	第20条第6項	汚染土壌管理票不送付時等の届出の受理
立入検査に関する事務	第54条第1項	報告徴収及び立入検査
	第55条	措置命令等に係る関係行政機関の長に対する事前協議
	第56条第2項	関係行政機関の等に対する協力要請及び意見陳述
	省令第44条第3項	要措置区域に係る帯水層の深さの確認
	省令第45条第3項	要措置区域の指示措置と一体として行われる土地の形質変更に係る確認
	省令第46条第2項	要措置区域の地下水の水質測定又は地下水の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認
	省令第50条第2項	形質変更時要届出区域における土地の形質変更に係る帯水層の深さの確認
	省令第50条第3項	形質変更時要届出区域における地下水の水質測定又は地下水の拡大の防止が講じられている土地の変更の確認

(59) 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（移譲対象事務区分：④）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業（特定事業区域面積 3,000 m²以上。以下同じ。）の許可 ・ 特定事業の変更許可、譲受け許可 ・ 土砂等搬入届等の受理 ・ 特定事業の許可の取消し など 		
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理の迅速化や市町村地域の実情に応じたよりの確な対応等が可能になる。 		
前計画	選択パッケージ（全市町対象）		
移譲市町 (2市)	24年度	鹿沼市	1
	25年度		
	26年度		
	27年度		
	28年度	那須烏山市	1
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、大田原市、野木町は独自に条例を定めている。 ・ 市町村において特定事業を所管するための条例改正が必要 ・ 市町村条例改正後、施行時期に合わせて県は県条例適用除外区域指定の告示を行う。 		

◆移譲項目の内容一覧（計：16項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
不適正な土砂の埋立て等の禁止に関する事務	第8条第2項	安全基準不適合土砂等の埋立て者に対する措置命令
	第9条第2項	土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置の指導
	第9条第3項	土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置の公表
特定事業に関する規制に関する事務	第10条	特定事業の許可
	第15条第1項	特定事業の変更の許可
	第16条	土砂等の搬入届出の受理
	第17条第2項	特定事業に使用された土砂等の量の報告の受理
	第18条第3項	水質検査等結果報告の受理
	第21条第1項	特定事業の完了等の届出の受理
	第22条第2項	特定事業の廃止等の届出の受理
	第22条の2第1項	譲受けの許可
	第23条第2項	相続による地位の承継に係る届出の受理
	第24条第1項	特定事業の許可の取消し
立入検査に関する事務	第25条第1項	特定事業を行った者への緊急の措置命令
	第25条の2	措置命令に従わない者の公表
立入検査に関する事務	第28条	土砂等の埋立て等を行う者への立入検査

5 生活・安全・産業振興分野

(59) ガス事業法（移譲対象事務区分：①）

権限の概要	・ガス用品の販売事業者からの報告の徴収、立入検査、ガス用品の提出命令		
移譲の趣旨	・ガス用品を購入・使用する消費者に身近な市町村が事務を行うことにより、迅速かつ的確な対応が可能になり、消費者の保安の向上が図れる。		
法令移譲	市（H24.4.1）		
前計画	該当なし		
移譲市町 （1町）	24年度	岩舟町	1
	25年度		
	26年度		
	27年度		
	28年度		
特記事項	特になし		

◆移譲項目の内容一覧（計：3項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
販売事業者からの 報告徴収等に関する 事務	第46条第1項	報告徴収
	第47条第1項	立入検査
	第47条の2第1項	ガス用品の提出命令

(60) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（移譲対象事務区分：①）

権限の概要	・液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告の徴収、立入検査、液化石油ガス器具等の提出命令		
移譲の趣旨	・液化石油ガス器具等を購入・使用する消費者に身近な市町村が事務を行うことにより、迅速かつ的確な対応が可能になり、消費者の保安の向上が図れる。		
法令移譲	市（H24.4.1）		
前計画	該当なし		
移譲市町 （1町）	24年度	岩舟町	1
	25年度		
	26年度		
	27年度		
	28年度		
特記事項	特になし		

◆移譲項目の内容一覧（計：3項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
販売事業者からの 報告徴収等に関する 事務	第82条第1項	報告徴収
	第83条第1項	立入検査
	第83条の2第1項	液化石油ガス器具等の提出命令

(62) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（移譲対象事務区分：②）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・農林物資（飲食料品等）の品質表示の指示 ・指示に係る措置命令 ・報告徴収、立入検査など
移譲の趣旨	・住民に身近な市町村が対応することで、問合せや調査などの事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。
前計画	該当なし
移譲市町	希望なし
特記事項	特になし

◆移譲項目の内容一覧（計：7項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
品質表示の指示等に関する事務	第19条の14第1項	製造業者に対する表示事項の表示の指示（飲食料品）
	第19条の14第2項	製造業者に対する表示事項の表示の指示（飲食料品以外）
	第19条の14第4項	製造業者に対する表示事項の表示の指示に係る措置をとるべきことの命令
	第19条の14の2	指示又は命令した旨の公表
	第20条第3項	製造販売業者からの報告の徴収、工場・店舗への立入検査
	第21条の2第1項	不適正表示に係る申出受理（農林物資の品質に関する表示に係るものに限る）
	第21条の2第2項	申し出に関する調査（農林物資の品質に関する表示に係るものに限る）

(63) 計量法（移譲対象事務区分：④）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・特定物象量が表記された特定商品（特定商品の販売に係る計量に関する政令別表第1第1号から第19号まで、第21号及び第22号に掲げる特定商品で、特定物象量が質量により表記されたものに限る。）の販売の事業を行う者（小売業者に限る。）の事業所等への立入検査等 ・立入検査の結果に応じた特定物象量の表記の抹消、勧告、公表、命令 		
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業所の実態把握を容易に行うことができるため、より計画的に検査を実施することが可能となる。 ・事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。 		
前計画	選択パッケージ（全市町対象）		
移譲市町 （1市）	移譲済	大田原市、茂木町、那須町	3
	24年度		
	25年度		
	26年度		
	27年度	那須烏山市	1
	28年度		
特記事項	・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。		

◆移譲項目の内容一覧（計：6項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
商品量目立入検査 に関する事務	第 15 条第 1 項	不適正事業者に対する勧告
	第 15 条第 2 項	勧告を受けた者が勧告に従わない旨の公表
	第 15 条第 3 項	勧告に係る措置をとるべきことの命令
	第 148 条第 1 項	特定物象量が表記された特定商品の販売事業所等への立入検査等
	第 150 条第 1 項	特定物象量の表記の抹消
	第 150 条第 2 項	特定物象量の表記の抹消に係る理由の告知

6 その他

(64) 特定非営利活動促進法（移譲対象事務区分：①）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立の認証 ・ NPO 法人の定款変更、合併等の認証 ・ 事業報告書、役員の変更等の届書等の受理 ・ NPO 法人への報告徴収、改善命令、設立認証取消し等の監督業務 など 		
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に身近な市町村が認証等の窓口となることで、住民や NPO 法人の利便性を図ることができ、より一層 NPO 法人の活動が促進される。 ・ NPO 法人の活動等を把握することにより、市町村と NPO 法人の協働が推進される。 		
法令移譲	指定都市（H24.4.1）		
前計画	選択パッケージ（全市町対象）		
移譲市町 （1 町）	移譲済	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、茂木町、壬生町、野木町、岩舟町、高根沢町、那須町、那珂川町	22
	24 年度		
	25 年度		
	26 年度	塩谷町	1
	27 年度		
	28 年度		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の事務所が単一の市町村内にある場合に限る。 ・ 国や他の都道府県に対する県としての窓口は、従来どおり一本化する。 		

◆移譲項目の内容一覧（計：42 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
NPO 法人の設立 認証等に関する事務	第 10 条第 1 項	特定非営利活動法人設立の認証
	第 10 条第 2 項	公告及び縦覧
	第 10 条第 3 項	補正
	第 12 条第 3 項	認証・不認証の通知
	第 12 条の 2（第 43 条の 2 準用）	法人設立認証の際の県警本部長の意見の聴取
	第 12 条の 2（第 43 条の 3 準用）	法人設立認証の際の県警本部長からの意見の受理
	第 13 条第 2 項	登記完了届出書の受理
	第 13 条第 3 項	未登記の場合の認証取消
	第 17 条の 3	仮理事の選任
	第 17 条の 4	特別代理人の選任
	第 18 条第 3 号	監事からの報告の受理
	第 23 条第 1 項	役員の変更等の届出の受理
	第 25 条第 3 項	定款の変更の認証

第 25 条第 5 項 (第 10 条第 2 項準用)	定款変更に係る公告及び縦覧
第 25 条第 5 項 (第 10 条第 3 項準用)	定款変更に係る補正
第 25 条第 5 項 (第 12 条第 3 項準用)	定款変更に係る認証・不認証の通知
第 25 条第 6 項	定款の変更の届出の受理
第 25 条第 7 項	定款変更に係る登記事項証明書の受理
第 29 条	事業報告書等の受理
第 30 条	事業報告書等の公開
第 31 条第 2 項	事業の成功の不能による解散の認定
第 31 条第 4 項	清算人の届出の受理
第 31 条の 8	清算中に就任した清算人の届出の受理
第 32 条第 2 項	残余財産の帰属の認証
第 32 条の 2 第 3 項	裁判所への意見の陳述等
第 32 条の 2 第 4 項	裁判所への意見の陳述
第 32 条の 3	清算終了の届出の受理
第 34 条第 3 項	合併の認証
第 34 条第 5 項 (第 10 条第 2 項準用)	合併に係る公告及び縦覧
第 34 条第 5 項 (第 12 条第 3 項準用)	合併に係る認証・不認証の通知
第 39 条第 2 項 (第 13 条第 2 項準用)	合併の際の登記完了届出書の受理
第 39 条第 2 項 (第 13 条第 3 項準用)	合併の際の未登記の場合の認証取消
第 41 条第 1 項	特定非営利活動法人に対する報告の徴収及び検査
第 42 条	特定非営利活動法人に対する改善命令
第 43 条第 1 項	設立認証の取消し
第 43 条第 2 項	改善命令を経ない認証の取消し
第 43 条第 4 項	聴聞の期日における審理の非公開理由の通知
第 43 条の 2	県警本部長の意見の聴取
第 43 条の 3	県警本部長からの意見の受理
第 73 条	官庁、公共団体等への協力依頼
政令附則第 5 条第 2 項	事業報告書等の写し及び証明書の国税庁長官への提出 (旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 8 項)
政令附則第 5 条第 2 項	定期提出書類の国税庁長官への提出 (旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 13 項)

(65) 児童手当法（移譲対象事務区分：③）

権限の概要	・市町村立学校職員の児童手当の受給資格及び額の認定		
移譲の趣旨	・事務処理の能率化や簡素化が可能になる。		
前計画	基本パッケージ（全市町対象）〔旧法〕		
移譲市町 （26市町）	24年度	全市町	26
	25年度		
	26年度		
	27年度		
	28年度		
特記事項	・H24大規模改正のため、再移譲事務とする。		

◆移譲項目の内容一覧（計：2項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
受給資格及び額の認定に関する事務	第17条において読み替える第7条第1項	第17条第1項の規定により読み替えて適用される市町村立学校職員の児童手当の受給資格及び額の認定
	第17条において読み替える第7条第3項	住所を変更した場合の上記の認定

7 現段階では移譲について課題があると判断されるもの

法令名	権限の内容	1次勧告	法令移譲	理由
まちづくり・土地利用規制分野				
都市計画法	市町村が行う都市計画事業の認可	都市計画決定権者(市)	—	事業者である市町村長が自ら認可することは、事務執行上、中立性、公平性、透明性を損なうことから、これらの改善対策が必要である。
	特許事業者が行う都市計画事業の認可			施行者には土地収用権限が与えられるため、公正性・中立性をどのように担保するのか検討・調整が必要である。
医療・保健・衛生				
薬事法	薬局の開設の許可、製造販売業等の許可、報告徴収、立入検査等	保健所設置市	保健所設置市	保健所設置市以外の市町への権限移譲は、立入検査等を行う薬事監視員の任命ができないこと等から困難である。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	結核指定医療機関の指定、報告徴収、立入検査等	保健所設置市	保健所設置市	感染症法に基づく結核患者の医療に関する事務権限を持たない市町では、事務を行うのは困難である。
毒物及び劇物取締法	毒物・劇物業務上取扱者の届出受理、廃棄物の回収命令、立入検査等	保健所設置市	保健所設置市	保健所設置市以外の市町への権限移譲は、立入検査等を行う毒物劇物監視員の任命ができないこと等から困難である。
公害規制				
環境基本法	騒音に係る環境基準の地域類型の指定(航空機騒音・新幹線鉄道騒音)	市	—	騒音の影響が複数の市又は都道府県に及び広域的な観点から実施されるべきものであるため移譲になじまない。
教育				
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	県費負担教職員の任命権	中核市	—	新規採用応募者の偏りや人事の固定化が生じ、小規模市町などでは必要な人数や質の高い人材を確保できなくなるなど、教育水準の一定化が図られなくなるおそれがあることから、移譲には課題がある。
学校教育法	市町村の設置する幼稚園の閉鎖命令	市	—	閉鎖命令の権限を設置者の市町に移譲することは、権限を廃止することになり、権限移譲の検討になじまない。

法令名	権限の内容	1次勧告	法令移譲	理由
生活・安全・産業振興				
高圧ガス保安法	高圧ガスの製造許可、高圧ガス貯蔵所の設置許可、指導監督等	市町村	—	<p>高度な技術的知見に基づき精査を行う専門職の配置が必要であることに加え、処理件数が少なくなることにより、法施行に必要な専門的知識・経験が組織として蓄積できず、法の適正な施行及び効率性の観点から、移譲には課題がある。</p> <p>高圧ガスの販売・移動を全県で広域に行っている事業者が多く、指導に必要な情報の蓄積及び事業者の利便性の観点から、手続き及び指導の窓口の分散は避けることが望ましい。</p> <p>液化石油ガス販売事業者に対しては、高圧ガス保安法のほか、その特別法である液化石油ガス法が適用されるため、両法の事務は一体的に行う必要がある。</p>
火薬類取締法	火薬類の製造・販売営業の許可、火薬類の譲渡・譲受及び消費の許可、指導監督等	市町村	—	<p>高度な技術的知見に基づき精査を行う専門職の配置が必要であることに加え、処理件数が少なくなることにより、法施行に必要な専門的知識・経験が組織として蓄積できず、法の適正な施行及び効率性の観点から、移譲には課題がある。</p> <p>火薬類取締法と武器等製造法については、事業者を指導・監督等するうえで両法を一体的に運用することが望ましい。</p>
砂利採取法	砂利採取計画の認可等	市	—	<p>登録官庁が県で、認可官庁が市町となることで、監督処分等において非効率が生じるほか、複数市町にまたがる砂利採取場の認可基準や跡地整地の保証の取扱い等について、事業者に混乱が生じる恐れがある。</p> <p>市町での専任者の配置は難しいことに加え、処理件数が少なくなることにより、法施行に必要な専門知識・経験が組織として蓄積できず、砂利の採取に伴う災害の防止を目的とする法の適正な施行及び効率性の観点から、移譲には課題がある。</p>

法令名	権限の内容	1次勧告	法令移譲	理由
採石法	岩石採取計画の認可等	市	—	<p>登録官庁が県で、認可官庁が市町となることで、監督処分等において非効率が生じるほか、複数市町にまたがる岩石取場の認可基準や跡地整地の保証の取扱い等について、採石業者に混乱を生じさせる恐れがある。</p> <p>市町での専任者の配置は難しいことに加え、処理件数が少なくなることにより、法施行に必要な専門知識・経験が組織として蓄積できず、岩石の採取に伴う災害の防止を目的とする法の適正な施行及び効率性の観点から、移譲には課題がある。</p> <p>県では、法施行に当たって採石に関する専門家を採石災害防止技術指導員として委嘱しており、権限移譲を受ける市町においても同様の体制整備が求められる。</p>
大規模小売店舗立地法	<p>大規模小売店舗の設置等に関する届出等</p> <p>※人口7万5千人以上の市に移譲済み</p>	—	—	<p>既移譲市における届出事務の取扱い事例が少ない上に、他法令や交通・騒音等の専門的知見が求められていることから、事務に精通した職員の確保が難しく、円滑な事務の執行には課題がある状況となっている。</p> <p>H22の未移譲市町の届出件数は1件のみであり、移譲の必要性も低く、未移譲市町分を権限移譲する場合には、移譲市と同様な課題が想定されることなどから、移譲市の事務執行状況等を勘案した上で、今後、未移譲市町の事務のあり方について検討していく必要がある。</p> <p>移譲市では、現在、県が設置した大規模小売店舗立地審議会を活用し、専門分野の意見を求めているが、未移譲市町分を今後権限移譲する場合には、審議会のあり方についての検討が必要である。</p> <p>大型店に係る他法令関係の協議については、県に残されたままとなっており、当課が窓口となって県の関係各課に照会している。このため、県と移譲市との調整等が必要となり、県が所管していたときよりも事務処理に時間を要していることから、事務の簡素化に向けた検討が必要である。</p>